

天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～天草～

漁場計画番号 天共第1号  
1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、いぎりす（いぎりす）漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、まてがい漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市大矢野町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カ、キ間及びテ、ト間は瀬戸の中央線とする。

基点1 熊本県漁場基点天第1号（上天草市大矢野町三角灯台）  
 基点2 熊本県漁場基点天第11号（上天草市大矢野町羽干島北端）  
 基点3 熊本県漁場基点天第15号（上天草市大矢野町黒島西端）  
 基点4 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町高杓島北西端）  
 基点5 熊本県漁場基点天第64号（上天草市松島町船人島北端）  
 基点6 熊本県漁場基点天第54号（上天草市大矢野町上大戸ノ鼻南端）  
 基点7 熊本県漁場基点天第7号（宇城市三角町戸馳島灯台）  
 基点8 熊本県漁場基点天第5号（宇城市三角町大字戸馳大崎の鼻）  
 基点9 熊本県漁場基点天第41号（上天草市大矢野町大渦塔ノ崎東端）  
 基点10 熊本県漁場基点天第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ248度30分・2,950メートルのところ  
 イ 基点2と上天草市大矢野町湯島北端を見通した線から基点2を基点として右へ36度38分・1,000メートルのところ  
 ウ 基点3と湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ339度・1,300メートルのところ  
 エ 基点4と湯島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ353度50分・1,100メートルのところ  
 オ 基点4と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点4を基点として右へ352度30分・720メートルのところ  
 カ 上天草市松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点  
 キ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端を結んだ線の中央点  
 ク 基点5から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点5から540メートルのところ  
 ケ 基点5から大矢野町中恵比寿鼻を見通した線上、基点5から540メートルのところ  
 コ 基点6から松島町船人島北端を見通した線上、基点6から900メートルのところ  
 サ 基点6から上天草市松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点6から720メートルのところ  
 シ 基点6と松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点6を基点として右へ344度20分・540メートルのところ  
 ス 基点6と八代市小築島北東端を見通した線から基点6を基点として右へ8度14分・900メートルのところ  
 セ 基点7と八代市弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ5度30分・1,230メートルのところ  
 ソ 基点7と弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ2度32分・663メートルのところ  
 タ 基点7と弁天島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ65度32分・181メートルのところ  
 チ 基点8と宇城市三角町寺島灯標を見通した線から基点8を基点として右へ292度40分・181メートルのところ

- ツ 基点9と三角岳山頂を見通した線から基点9を基点として右へ63度29分・720メートルのところ  
 テ 基点10と寺島灯標を見通した線から基点10を基点として右へ106度21分・181メートルのところ  
 ト 基点1から三角岳山頂を見通した線上、基点1から大瀬戸の中央点
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町(湯島を除く)  
 4 条件
- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。  
 (2) 港湾法第12条第5項の規定より公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  
 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、さざえ漁業、たこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、雑魚ます網(つぼ網)漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第19号(上天草市大矢野町湯島灯台)

基点2 熊本県漁場基点天第16号(上天草市大矢野町湯島東端)

基点3 熊本県漁場基点天第17号(上天草市大矢野町湯島南東端)

ア 基点1と上天草市有明町老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ40度・2,800メートルのところ

イ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・1,500メートルのところ

ウ 基点1と老岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ162度30分・2,000メートルのところ

エ 基点2と上天草市大矢野町柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ295度30分・2,150メートルのところ

オ 基点2と柴尾山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1,350メートルのところ

カ 基点3と上天草市松島町高杵島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ328度・1,300メートルのところ

キ 基点3と高杵島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ44度30分・2,500メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町湯島

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、おごのり漁業、いぎす(いぎりす)漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな(みな)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい漁業、いそぎんちやく漁業、たこ漁業、かめので漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで

	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建干網 （江切網）漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 天草市有明町及び上天草市松島町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点6を順次に結んだ線、ソとタを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ク、ケ間は瀬戸の中央点とする。
- 基点1 熊本県漁場基点天第249号（上天草市姫戸町と松島町との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点天第54号（上天草市大矢野町上大戸ノ鼻南端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第64号（上天草市松島町船人島北端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町高杵島北西端）
- 基点5 熊本県漁場基点天第96号（天草市有明町飛龍島北端）
- 基点6 熊本県漁場基点天第97号（天草市有明町大間崎北東端）
- ア 基点1から八代市黒島山頂を見通した線上、基点1から2,400メートルのところ
- イ 基点2と八代市小築島北東端を見通した線から基点2を基点として右へ8度14分・900メートルのところ
- ウ 基点2と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点2を基点として右へ34度20分・540メートルのところ
- エ 基点2から上天草市松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点2から720メートルのところ
- オ 基点2から上天草市松島町船人島北端を見通した線上、基点2から900メートルのところ
- カ 基点3から上天草市大矢野町中恵比寿鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- キ 基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ
- ク 上天草市松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- ケ 永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 基点4と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点4を基点として右へ352度30分・720メートルのところ
- サ 基点4と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ353度50分・1,100メートルのところ
- シ 基点5と湯島東端を見通した線から基点5を基点として右へ19度58分・900メートルのところ
- ス 天草市有明町竹島北端
- セ 竹島南端
- ソ 上天草市松島町大字教良木園部新地樋門中央
- タ ソと松島町大字教良木字平田天草中央衛生施設一部事務組管理松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からソを基点として右へ242度の線が対岸と交わる
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市有明町楠甫、大浦、須子、赤崎及び上天草市松島町
- 4 条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第4号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、おごのり漁業、いぎす（いぎりす）漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな（みな）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい（ちどりがい）漁業、たこ漁業、かめので漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市有明町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第109号（天草市有明町上津浦と島子との海岸線における漁業権境界）

基点2 熊本県漁場基点天第102号（天草市有明町須子と同町赤崎との海岸線における境界）

基点3 熊本県漁場基点天第96号（天草市有明町飛龍島北端）

基点4 熊本県漁場基点天第97号（天草市有明町大間崎北東端）

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点1から2、200メートルのところ

イ 基点2と上天草市大矢野町湯島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ341度45分・2、200メートルのところ

ウ 天草市有明町大浦恵比寿鼻から湯島山頂を見通した線上、恵比寿鼻から2、200メートルのところ

エ 基点3と湯島東端を見通した線から基点3を基点として右へ19度58分・900メートルのところ

オ 有明町竹島北端

カ 竹島南端

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市有明町（大島子、小島子及び楠甫を除く）

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定より公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおのり漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのがい漁業、おごのり漁業、いぎす（いぎりす）漁業、さざえ漁業、つめたがい漁業、にし漁業、ばい漁業、にな（みな）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい（ちどりがい）漁業、みくりがい（あまにし）漁業、たこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで

	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業、 雑魚磯建網漁業、しろうお四ッ手網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市志柿町、亀場町、東町、太田町、港町、今釜新町、本渡町、北浜町、佐伊津町、旭町及び有明町島子地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ及び基点2を順次に結んだ線並びにエとオ、カとキ、クとケ及びコとサを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、シ、ス、セ、ソ、タ及びシと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにチ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及びチと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第109号（天草市有明町上津浦と島子との海岸線における漁業権境界）

基点2 熊本県漁場基点天第118号（天草市佐伊津町と天草市五和町との旧海岸線における境界）

基点3 熊本県漁場基点天第114号（天草市北浜町南端）

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点1から2、200メートルのところ

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、天草市志柿町と有明町との海岸線における境界から3、300メートルのところ

ウ 基点2と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ358度55分・2、700メートルのところ

エ 天草市今釜橋左岸下流基幹部

オ 今釜橋右岸下流基幹部

カ 天草市昭和橋左岸下流基幹部

キ 昭和橋右岸下流基幹部

ク 天草市亀川橋左岸下流基幹部

ケ 亀川橋右岸下流基幹部

コ 天草市瀬戸橋北西端

サ 瀬戸橋北東端

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市志柿町、亀場町、本渡町、北浜町、今釜新町、東町、港町、佐伊津町、旭町並びに天草市有明町大島子及び小島子

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とさかのり（とさか）漁業、みりん（みる）漁業、いぎす（いぎりす）漁業、もづく漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで

第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
-------------	----------	--------------------

- (2) 漁場の位置 天草市五和町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにシ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点天第118号（天草市佐伊津町と天草市五和町との旧海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点天第121号（天草市五和町長崎鼻東端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第124号（天草市五和町鬼池港防波堤灯台跡）
- 基点4 熊本県漁場基点天第128号（天草市五和町五通岩灯台）
- 基点5 熊本県漁場基点天第130号（天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上20.4メートルのところ）
- ア 基点1と上天草市松島町高奈島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ358度55分・2,700メートルのところ
- イ 基点2と上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ15度・1,800メートルのところ
- ウ 基点3と湯島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ6度10分・1,800メートルのところ
- エ 基点3から長崎県南島原市郡上平崎を見通した線と天草郡苓北町富岡尾越北端から天草市五和町通詞島北端を見通した線とが交わるところ
- オ 基点4と通詞島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ180度・500メートルのところ
- カ 基点4と天草郡苓北町鵜瀬岬を見通した線から基点4を基点として右へ34度1分・3,520メートルのところ
- キ 基点5と通詞島南西端を見通した線から基点5を基点として右へ342度46分・1,980メートルのところ
- ク 基点3と天草市五和町亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ176度30分・140メートルのところ
- ケ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ197度55分・278メートルのところ
- コ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ156度・562メートルのところ
- サ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ146度・610メートルのところ
- シ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ245度5分・391メートルのところ
- ス 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ209度40分・521メートルのところ
- セ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ172度・734メートルのところ
- ソ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ158度30分・768メートルのところ
- タ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ158度50分・743メートルのところ
- チ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ172度20分・708メートルのところ
- ツ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ208度20分・492メートルのところ
- テ 基点3と亀島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ244度55分・358メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市五和町

4 条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおのり漁業、いしげ（よが	1月1日から

共同漁業	また) 漁業、かじめ漁業、あらめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、まつのり漁業、おごのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海人草)漁業、もづく漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばい漁業、にな(みな)漁業、つきひがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、まてがい漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、まがきがい(とんぴ)漁業、ぎんたかはま(しっだか)漁業、たこ漁業、かめのて漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草郡苓北町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わる場所からその線の延長上20.4メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点天第128号(天草市五和町五通岩灯台)

基点3 熊本県漁場基点天第135号(天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)

基点4 熊本県漁場基点天第137号(天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界)

基点5 熊本県漁場基点天第440号(天草郡苓北町富岡四季咲岬灯台)

ア 基点1と天草市五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分・1,980メートルのところ

イ 基点2と天草郡苓北町富岡鵜瀬岬を見通した線から基点2を基点として右へ34度1分・3,520メートルのところ

ウ 基点3と天草市天草町十三野山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ180度・3,000メートルのところ

エ 基点3と長崎県長崎市樺島灯台を見通した線から基点3を基点として右へ349度20分・1,800メートルのところ

オ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ17度・3,120メートルのところ

カ 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ311度48分・2,800メートルのところ

キ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ342度45分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

ク 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ344度・5,270メートルのところ

ケ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ349度15分・4,300メートルのところ

コ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ356度15分・4,270メートルのところ

サ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ3度・6,100メートルのところ

シ 基点5と都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ357度・6,600メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草郡苓北町

4 条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第8号

1 免許の内容たるべき事項



(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、いしげ(よがまた)漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのまた漁業、まつのり漁業、おごのり漁業、とさかのり(とさか)漁業、みりん(みる)漁業、いぎす(いぎりす)漁業、まくり(海人草)漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな(みな)漁業、いがい(くろくち)漁業、つきひがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、まがきがい(とんぴ)漁業、ぎんたかはま(しっだか)漁業、たこ漁業、かめので漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぶり建網漁業	9月1日から 翌年6月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市天草町及び同市河浦町崎津地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線並びにカとキ及びケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第137号(天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点天第151号(天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界)

ア 基点1と天草郡苓北町四季咲西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分・2,800メートルのところ

イ 天草市天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分・2,550メートルのところ

ウ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線上、天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ

オ 基点2と小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分・1,080メートルのところ

カ 天草市河浦町今富鬼塚湖外岸壁の東端

キ カカクを見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所

ク 河浦町今富四方須と日尻返の境界が同町河浦竹崎と交わる場所

ケ 天草市下津深江川下田橋左岸下流基幹部

コ 下田橋右岸下流基幹部

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市天草町、同市河浦町今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 定置漁業の操業期間においては敷設漁具の前面1,500メートル、後面500メートル、沖合500メートル以内の区域では、第2種共同漁業を営んではならない。

漁場計画番号 天共第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、いわのり漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのまた漁	1月1日から 12月31日まで

	業、まつのり漁業、とさかのり（とさか）漁業、みりん（みる）漁業、いぎす（いぎりす）漁業、まくり（海人草）漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな（みな）漁業、いがい（くろくち）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、たこ漁業、うに漁業	
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業、雑魚磯建網漁業、雑魚建網漁業、かます刺網漁業、ぼら敷網漁業	1月1日から 12月31日まで
	かます敷網漁業	5月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市魚貫町、牛深町、久玉町及び深海町地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第151号（天草市魚貫町と市天草町との海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点天第161号（天草市牛深町法ヶ島南東端）

基点3 熊本県漁場基点天第169号（天草市牛深町戸島崩の鼻突端）

基点4 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町と市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点1と天草市天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点1を基点として右へ314度28分・1,080メートルのところ

イ 大島灯台から天草市牛深町沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から900メートルのところ

ウ 大島灯台から天草市牛深町片島山頂を見通した線上、片島南端から1,100メートルのところ

エ 天草市牛深町砂月中神島南端から同市ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から1,100メートルのところ

オ 基点2と天草市牛深町築島東端を見通した線から基点2を基点として右へ307度40分・2,000メートルのところ

カ 基点3と鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ347度30分・940メートルのところ

キ 天草市久玉町赤島北端から長島北方崎鳴瀬鼻を見通した線上、赤島北端から540メートルのところ

ク 天草市久玉町と市深海町との境界ニッ石から長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から赤島北端を見通した線とが交わるころ

ケ 基点4と天草市河浦町産島南西端を見通した線から基点4を基点として右へ10度43分の線と天草市新和町立の鼻から同市河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わるころ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市魚貫町、牛深町、久玉町及び深海町

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおのり漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、つのまた漁業、おごのり漁業、とさかのり（とさか）漁業、みりん（みる）漁業、いぎす（いぎりす）漁業、まくり（海人草）漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな（みな）漁業、いがい（くろくち）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、ま	1月1日から 12月31日まで

	てがい漁業、とりがい（ちどりがい）漁業、ぎんたかはま（しっだか）漁業、みくりがい（あまにし）漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	いせえび漁業	8月21日から 翌年4月30日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業、 雑魚磯建網漁業、しろうお四ツ手網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市志柿町、下浦町、亀場町、楠浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内  
地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点4を順次に結んだ線並びに  
キとクを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線に  
おける漁業権の境界）

基点2 熊本県漁場基点天第181号（天草市河浦町上の島灯台）

基点3 熊本県漁場基点天第183号（天草市河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境  
界（船瀬鼻南端））

ア 基点1と天草市河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度4  
3分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるところ

イ 基点2と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17度・  
300メートルのところ

ウ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分  
・1, 800メートルのところ

エ 基点3と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分・  
2, 000メートルのところ

オ 天草市新和町立の鼻から同市御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から1, 2  
60メートルのところ

カ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ

キ 天草市楠浦町大門港記念碑

ク 天草市志柿町十文字新開北側樋門

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市志柿町、下浦町、亀場町、楠浦町、新和町及び同市河浦町宮野河内

4 条件

(1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。

(2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁  
業を営んではならない。

(3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこらを  
拒んではならない。

漁場計画番号 天共第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおのり漁業、もづく漁業、 わかめ漁業、ひじき漁業、みりん（みる）漁業、ほんだわ ら漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、にな（みな） 漁業、いがい（くろくち）漁業、かき漁業、あさり漁業、 まてがい漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし 漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 天草市栖本町及び同市倉岳町地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線並びにカと基点2を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端))  
 基点2 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端)  
 基点3 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)  
 基点4 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)  
 ア 基点1から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ  
 イ 天草市倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ  
 ウ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ171度55分・2,295メートルのところ  
 エ 基点3と基点4を見通した線から基点3を基点として右へ170度30分・1,000メートルのところ  
 オ 天草市(上天草市)横島西海岸における上天草市と天草市との境界  
 カ 横島北端
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市栖本町及び同市倉岳町  
 4 条件  
 (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。  
 (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  
 (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、もづく漁業、かじめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、さざえ漁業、にし漁業、ばい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1とアを結んだ線並びにイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及び基点9を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町ダテク島南端)  
 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町猿子島北西端)  
 基点4 熊本県漁場基点天第231号(天草市御所浦町横浦島北端)  
 基点5 熊本県漁場基点天第233号(上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端)  
 基点6 熊本県漁場基点天第236号(上天草市龍ヶ岳町樋島南端)  
 基点7 熊本県漁場基点天第239号(上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端)  
 基点8 熊本県漁場基点天第248号(上天草市姫戸町船揚島東端)  
 基点9 熊本県漁場基点天第249号(上天草市姫戸町と同市松島町との海岸線における境界)  
 基点10 熊本県漁場基点天第266号(天草市御所浦町嵐口崎北端)  
 基点11 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)  
 基点12 熊本県漁場基点天第232号(上天草市龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)  
 基点13 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)  
 基点14 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)  
 ア 上天草市龍ヶ岳町横島北端  
 イ 横島西海岸における上天草市と天草市との境界

- ウ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ170度30分・1,000メートルのところ
- エ 基点11と基点12を見通した線から基点11を基点として右へ171度55分・2,295メートルのところ
- オ 基点2と天草市下浦町戸の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分・1,100メートルのところ
- カ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ
- キ 基点2から天草市御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ
- ク 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分・310メートルのところ
- ケ 基点13から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点13から270メートルのところ
- コ 基点13から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点13から180メートルのところ
- サ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分・450メートルのところ
- シ 基点11から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点11から900メートルのところ
- ス 基点4と基点14を見通した線から基点4を基点として右へ354度30分・360メートルのところ
- セ 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ354度3分・270メートルのところ
- ソ 基点5と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分・1,435メートルのところ
- タ 基点10と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分・2,370メートルのところ
- チ 基点5と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ254度25分・3,928メートルのところ
- ツ 基点6と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点6を基点として右へ325度8分・1,500メートルのところ
- テ 基点6と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点6を基点として右へ27度5分・1,500メートルのところ
- ト 基点7と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点7を基点として右へ10度8分・1,100メートルのところ
- ナ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ
- ニ 基点8と八代市黒島山頂を見通した線から基点8を基点として右へ39度・1,800メートルのところ
- ヌ 基点9から八代市黒島山頂を見通した線上、基点9から2,400メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町及び同市姫戸町
- 4 条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、もづく漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふさいわずた(海ぶどう)漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ばい漁業、にな(みな)漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚建干網(江切網)漁業、雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種	雑魚地びき網漁業	1月1日から

共同漁業	12月31日まで
------	----------

(2) 漁場の位置 天草市御所浦町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第219の1号(上天草市龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第222号(天草市御所浦町困窮島北端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町猿子島北西端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第229号(上天草市龍ヶ岳町横島南端)
- 基点5 熊本県漁場基点天第231号(天草市御所浦町横浦島北端)
- 基点6 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)
- 基点7 熊本県漁場基点天第233号(上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点8 熊本県漁場基点天第266号(天草市御所浦町嵐口崎北端)
- 基点9 熊本県漁場基点天第265号(天草市御所浦町田の尻川川口中央)
- 基点10 熊本県漁場基点天第263号(天草市御所浦町ノサバ崎南西端)
- 基点11 熊本県漁場基点天第410号(天草市御所浦町大浦ウサギ鼻突端)
- ア 基点1から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点1から1,100メートルのところ
- イ 基点1から天草市御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点1から220メートルのところ
- ウ 基点1と大通越鼻を見通した線から基点1を基点として右へ296度3分・310メートルのところ
- エ 基点2から上天草市龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点2から270メートルのところ
- オ 基点2から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点2から180メートルのところ
- カ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分・450メートルのところ
- キ 基点4から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- ク 基点5と基点6を見通した線から基点5を基点として右へ354度30分・360メートルのところ
- ケ 基点7と基点5を見通した線から基点7を基点として右へ354度3分・270メートルのところ
- コ 基点7と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点7を基点として右へ295度52分・1,435メートルのところ
- サ 基点8と龍ヶ岳町柗島東端を見通した線から基点8を基点として右へ5度15分・2,370メートルのところ
- シ 基点8から柗島東端を見通した線上、基点8から1,600メートルのところ
- ス 基点8と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点8を基点として右へ20度11分・1,600メートルのところ
- セ 基点9と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点9を基点として右へ16度58分・1,600メートルのところ
- ソ 基点11と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点11を基点として右へ201度15分・2,565メートルのところ
- タ 基点11と獅子島木崎鼻を見通した線から基点11を基点として右へ296度・1,100メートルのところ
- チ 基点10と獅子島木崎鼻を見通した線から基点10を基点として右へ339度23分・1,100メートルのところ
- ツ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から116度・3,350メートルのところ
- テ 御所浦町葛島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛島西端から720メートルのところ
- ト 御所浦町黒島南西端から天草市新和町惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から1,100メートルのところ
- ナ 牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から1,100メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町

4 条件

- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天共第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
------	-------	-------

第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで
-------------	--------	--------------------

- (2) 漁場の位置 上天草市松島町地先  
(3) 漁場の区域 次のアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第84号(上天草市松島町高杣島北西端)  
ア 基点1と天草市有明町飛龍島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・700メートルのところ  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫

漁場計画番号 天共第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第3種 共同漁業	ぶり飼付漁業	7月1日から 翌年3月31日まで

- (2) 漁場の位置 天草市沖合  
(3) 漁場の区域 次のアを中心とした半径900メートルの円周によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第135号(天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)  
基点2 熊本県漁場基点天第152号(天草市魚貫町魚貫崎南西端)  
ア 基点1と長崎県長崎市樺島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ329度の線と、基点2と樺島灯台を見通した線から基点2を基点として右へ310度の線が交わる  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市牛深町(天草市二浦町亀浦及び早浦を除く)

漁場計画番号 天定第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度16分52.0秒、東経129度58分37.7秒

イ 北緯32度16分18.9秒、東経129度58分8.3秒

ウ 北緯32度16分11.4秒、東経129度58分8.4秒

エ 北緯32度16分3.2秒、東経129度58分41.4秒

オ 北緯32度16分5.9秒、東経129度58分53.2秒

カ 北緯32度16分16.5秒、東経129度59分11.1秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市天草町

漁場計画番号 天定第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 定置漁業 ぶり・あじ落網漁業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第407号(天草市天草町大江須賀無田一枚瀬)

ア 基点1と天草市天草町大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ

イ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・745メートルのところ

ウ 基点1と大江港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・540メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市天草町大江

漁場計画番号 天区第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第

- 6 4号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第6 4号を基点として右へ  
 3 5 4度3 1分の方角と交点（瀬島地先高洲））  
 ア 基点1から真方位8 2度5 3分・6 3 0メートルのところ  
 イ 基点1から真方位9 1度5 3分・7 4 0メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位9 8度2 3分・6 7 5メートルのところ  
 エ 基点1から真方位8 8度5 3分・5 4 8メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第2号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第6 2号（熊本県漁場基点天第3 1号（長砂連角の鼻南端）と  
 下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第3 1号を基点として右へ6 5度5 0分の線と天第  
 6 4号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第6 4号を基点として右へ  
 3 5 4度3 1分の方角と交点（瀬島地先高洲））  
 ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 4 0度3 0分・6 2 0メートルのところ  
 イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 8度・5 8 0  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 3 0度3 0分・  
 3 7 0メートルのところ  
 エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 2 2度3 0分・  
 4 3 5メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第3号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第6 2号（熊本県漁場基点天第3 1号（長砂連角の鼻南端）と  
 下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第3 1号を基点として右へ6 5度5 0分の線と天第  
 6 4号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第6 4号を基点として右へ  
 3 5 4度3 1分の方角と交点（瀬島地先高洲））  
 ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 4 9度3 0分・8 2 5メートルのところ  
 イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 5度3 0分・  
 7 9 0メートルのところ  
 ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 8度・5 8 0  
 メートルのところ  
 エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 4 0度3 0分・  
 6 2 0メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第4号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第6 2号（熊本県漁場基点天第3 1号（長砂連角の鼻南端））  
 下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第3 1号を基点として右へ6 5度5 0分の線と天  
 第6 4号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第6 4号を基点として右  
 へ3 5 4度3 1分の方角と交点（瀬島地先高洲））  
 ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 4 9度3 0分・5 7 5メートルのところ  
 イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3 5 7度・5 5 0



- メートルのところ  
 ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ343度・305  
 エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・  
 355メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第5号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第81号(上天草市松島町前島赤灯台と松島町水産物センター  
 立地北東端角を見通した線から灯台を基点として右へ217度15分の線がキング瀬  
 の陸岸と交わるところ)  
 ア 基点1と松島町前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・250メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・290メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ22度30分・260  
 メートルのところ  
 エ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・215  
 メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第6号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第90の2号(上天草市松島町太郎島頂点と野島南端を見通し  
 た線から太郎島頂点を基点として右へ4度の線が陸岸(野島)と交わる場所(野島東  
 端))  
 ア 基点1と上天草市松島町太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ65度  
 ・165メートルのところ  
 イ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度・130メート  
 ルのところ  
 ウ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ290度30分・10  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度・145メー  
 トルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第7号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線  
 から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わる場所からその  
 線の延長上20.4メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市五和町通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ16度・  
 348メートルのところ  
 イ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ330度・70メート  
 ルのところ  
 ウ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度・335メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度15分・43

- 5メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第8号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・650メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ  
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第9号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・760メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・690メートルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・570メートルのところ  
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・650メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第10号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度45分・1,035メートルのところ  
 イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ359度15分・980メートルのところ  
 ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度15分・850メートルのところ  
 エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第11号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度  
30分・520メートルのところ  
イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線上、基点1から610メートルのところ  
ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ49度15分・415  
メートルのところ  
エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ51度・265メート  
ルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第12号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端)  
ア 基点1と天草市河浦町名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ54度2  
0分・290メートルのところ  
イ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ37度・490メート  
ルのところ  
ウ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・555メート  
ルのところ  
エ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ76度・350メート  
ルのところ  
オ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ67度・310メート  
ルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第13号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
域  
基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端)  
ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度  
30分・190メートルのところ  
イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ356度15分・29  
5メートルのところ  
ウ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ56度・500メート  
ルのところ  
エ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ69度・430メート

- ルのところ  
 オ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度5分・170メー  
 トルのところ  
 カ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度5分・180メー  
 トルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第14号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端)  
 ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度3  
 0分・18メートルのところ  
 イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ5度5分・163メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と天草市河浦町松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・4  
 90メートルのところ  
 ウ の 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートル  
 の ところ  
 エ の 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・705メートル  
 の ところ  
 オ の 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・720メート  
 ル の ところ  
 カ の 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ31度・435メート  
 ル の ところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第15号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市二浦町亀浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分12.5秒、東経130度1分49.7秒  
 イ 北緯32度17分14.3秒、東経130度1分56.3秒  
 ウ 北緯32度17分12.9秒、東経130度1分58.3秒  
 エ 北緯32度17分11.0秒、東経130度1分51.8秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市二浦町亀浦  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第16号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市二浦町亀浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分8.2秒、東経130度1分41.5秒  
 イ 北緯32度17分8.5秒、東経130度1分46.8秒  
 ウ 北緯32度17分7.3秒、東経130度1分48.0秒  
 エ 北緯32度17分6.9秒、東経130度1分42.7秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市二浦町亀浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第17号

1 免許

- 内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第172号(天草市深海町浅海保木鼻西端)
- ア 基点1と天草市深海町黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・430メートルのところ
- イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・495メートルのところ
- ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・540メートルのところ
- エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・490メートルのところ
- オ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ115度30分・465メートルのところ
- カ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・315メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市深海町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第18号

1 免許

- 内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町中田地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎鼻南端)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・85メートルのところ
- イ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・335メートルのところ
- ウ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ56度・405メートルのところ
- エ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ100度・235メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件

- 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第19号

1 免許

- 内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯32度22分25.0秒、東経130度14分11.3秒
- イ 北緯32度22分25.2秒、東経130度14分15.6秒
- ウ 北緯32度22分15.8秒、東経130度14分15.9秒
- エ 北緯32度22分15.6秒、東経130度14分11.6秒

2 関係地区 天草市新和町

3 条件

- 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第20号

1 免許

- 内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第207号(天草市下浦町須森埋立地南端)  
 ア 基点1と天草市上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ24度・10  
 メートルのところ  
 イ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ265度45分・6  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ318度30分・1  
 10メートルのところ  
 エ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1  
 00メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第21号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第210号(天草市下浦町下血塚島北端)  
 ア 基点1と天草市上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・8  
 5メートルのところ  
 イ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・14  
 5メートルのところ  
 ウ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ111度・265メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度45分・2  
 35メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第22号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端)  
 ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度4  
 5分・845メートルのところ  
 イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ328度45分・955  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・1, 0  
 25メートルのところ  
 エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ341度45分・920  
 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第23号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第211号(天草市下浦町下血塚島東端)  
 ア 基点1と天草市下浦町戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ324  
 度45分・708メートルのところ  
 イ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ315度45分・7  
 65メートルのところ  
 ウ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度30度・9

- 3 3メートルのところ  
 エ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度15分・8  
 8 9メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第24号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第213号(天草市下浦町戸の崎鼻西端)  
 ア 基点1と天草市下浦町下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・  
 5 2 5メートルのところ  
 イ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度30分・75  
 7メートルのところ  
 ウ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度・750メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度40分・51  
 2メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町地先  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第25号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市下浦町戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ  
 30.6メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市新和町横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度20  
 分・270メートルのところ  
 イ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・570メートル  
 のところ  
 ウ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ43度・575メートル  
 のところ  
 エ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度・290メートル  
 のところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市下浦町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな  
 い

漁場計画番号 天区第26号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点天第224号(落人鼻南端)と平  
 瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ228度10分の線が天草市  
 倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)  
 ア 基点1と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ0度10分  
 ・470メートルのところ  
 イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・245  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・300  
 メートルのところ  
 エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ342度15分・505  
 メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

- 3 関係地区 天草市倉岳町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第27号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 ア 基点1から真方位204度37分・619メートルのところ  
 イ 基点1から真方位197度12分・626メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位198度30分・861メートルのところ  
 エ 基点1から真方位203度52分・860メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第28号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第255号(天草市御所浦町牧島グミノ木崎南端)  
 ア 基点1から真方位145度11分・1,187メートルのところ  
 イ 基点1から真方位144度15分・1,270メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位146度30分・1,280メートルのところ  
 エ 基点1から真方位147度30分・1,200メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第29号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
 ア 基点1から真方位254度15分・407メートルのところ  
 イ 基点1から真方位245度30分・395メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位243度・585メートルのところ  
 エ 基点1から真方位249度・593メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第30号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
 ア 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ  
 イ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位257度・348メートルのところ  
 エ 基点1から真方位276度45分・334メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第31号

- 1 免許の内容たるべき事項



- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・390メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ85度・280メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ77度・130メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ26度・310メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第32号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度24分20.3秒、東経130度20分50秒  
 イ 北緯32度24分13.8秒、東経130度20分49.1秒  
 ウ 北緯32度24分12.1秒、東経130度21分0.4秒  
 エ 北緯32度24分18.5秒、東経130度21分1.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第201号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第22号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)  
 基点2 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・205メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ138度・180メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ154度55分・205メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第202号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次の基点1とア及び基点1とイを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第22号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)  
 基点2 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・200メートル

- の  
ところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度15分・320メ  
ートルのところ  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第203号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第330号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ298度47分の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度20分・125メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度10分・130メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度5分・115メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度10分・135メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ49度40分・50メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第204号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁業基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島町南西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・95メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度15分・115メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ316度40分・85メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・50メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第205号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ228度・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度15分・135メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・115メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第206号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・125メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度・90メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ14度15分・200メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ30度45分・250メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第207号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度・360メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度・330メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・225メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ99度45分・255メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度45分・290メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・350メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第208号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで



(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先

- (4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・145メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度・120メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・120メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

漁業計画番号 天区第212号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度15分・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

漁業計画番号 天区第213号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ93度20分・70メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第214号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ

って囲まれた区域



漁場計画番号 天区第217号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第314号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
6号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ108度23分の線  
が上天草市大矢野町大字維和白須地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・300メー

トルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・295メー

トルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・260メー

トルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ83度30分・190メー

トルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ97度30分・185メー

トルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第218号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに

よって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
6号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ134度6分の線  
が上天草市大矢野町大字維和白須地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メー

トルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ58度10分・20メー

トルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度20分・115メ

ートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ214度25分・130メ

ートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ199度30分・105メ

ートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度・130メー

トルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら

ない。

漁場計画番号 天区第219号

1 免許

の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第3  
6号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ158度31分の線  
が上天草市大矢野町大字維和地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)

基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・130メー

トルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・120メー

トルのところ

- トのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・100メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ75度30分・72メー  
 ルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ98度40分・110メー  
 トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁業計画番号 天区第220号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と  
 によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(笹島南端)と天第3  
 6号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ  
 116度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルの  
 ところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルの  
 ところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁業計画番号 天区第221号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、基点1、ウ、エ、及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
 線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第419号(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市  
 松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第52号を基点として右へ324度41分の  
 線が上天草市大矢野町維和大鷺ノ浦地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町笹島東端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ223度・65メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・68メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ158度10分・34メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・35メー  
 トルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ144度・65メートルの  
 ところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第222号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先



- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とを以て囲まれた区域
- 基点1 松島町上天草市大矢野町維和山下の陸岸と交わる(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市大矢野町笹島東端)ところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町笹島東端)を以て右へ328度6分のところ
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・52メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度15分・74メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・72メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度15分・116メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ325度25分・120メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ308度45分・90メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・55メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ271度15分・48メートルのところ
- ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・48メートルのところ
- コ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ232度25分・25メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第223号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第421号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ333度1分の線が上天草市大矢野町維和島上大戸ノ鼻の陸岸と交わる(熊本県漁場基点天第31号(上天草市大矢野町中長砂連角の鼻南端)を以て右へ33度・225メートルのところ)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ33度・225メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・200メートルのところ
- ウ 基点1から基点2を見通した線上、基点1から100メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度・55メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第224号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第82号(上天草市松島町樋合漁港西側防波堤基部から防波堤に沿って東へ100メートルのところ)
- ア 基点1と上天草市松島町樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ339度20分・181メートルのところ
- イ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・188メートルのところ
- ウ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ7度5分・182メートルのところ
- エ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度20分・88メートルのところ

- トールのところ  
 オ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・96  
 メー トールのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第225号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第86号(上天草市松島町兄弟島北西側小島頂点)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ124度40分・735メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度5分・630メー  
 トールのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・692メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ132度30分・755メ  
 ートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第226号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町合津永友6815番地西側突堤南  
 端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ45度20分・30メー  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ341度15分・55メー  
 トールのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ330度・185メー  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度40分・220メ  
 ートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・255メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・110メー  
 トールのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第227号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町合津永友6815番地西側突堤南  
 端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・110メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ340度30分・255メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度40分・270メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度・270メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度20分・320メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・365メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ356度45分・375メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・220メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市松島町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第228号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線及びウとエを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第428号（熊本県漁場基点天第75号と天第74号（大池島西端）を見通した線から天第75号を基点として右へ161度28分の線が上天草市松島町永浦島横島地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ）

基点2 熊本県漁場基点天第74号（上天草市松島町大池島西端）

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度15分・122メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ125度55分・142メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ145度40分・342メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ167度5分・298メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市松島町

漁場計画番号 天区第229号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町楠甫地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線及びオ、カ、キを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第93号（天草市有明町黒木島頂点）

基点2 熊本県漁場基点天第94号（天草市有明町龍崎北東端）

- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ218度5分・308メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ228度35分・328メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ231度・308メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ252度・88メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ165度・165メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ158度45分・233メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ192度20分・375メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市有明町及び上天草市松島町

漁場計画番号 天区第230号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市有明町赤崎地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第103号(天草市有明町赤崎港西側埋立地の東側防波堤突端と肥後赤崎港防波堤灯台を見通した線から埋立地東側防波堤突端を基点として右へ28度10分の線が赤崎港西側防波堤と交わる場所)

基点2 天草市有明町肥後赤崎港防波堤灯台

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ148度50分・430メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ166度45分・430メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ172度15分・312メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ173度40分・269メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ175度10分・140メートルのところ

カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度45分・178メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市有明町

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第231号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部)

基点2 基点1と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が陸岸と交わる場所

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度55分・717メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度20分・480メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市有明町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第232号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先

(4) 漁場の区域 次の基点2、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部)

基点2 基点1と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度・839メートルのところ

- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度10分・718メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市有明町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第233号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町島子地先
- (4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 基点3と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 基点2 基点3と野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ357度55分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
- 基点3 熊本県漁場基点天第110号（天草市有明町島子漁港（春葉山）防波堤南側取付基部）
- ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ310度・153メートルのところ
- イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ223度30分・485メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市有明町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第234号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第120号（天草市五和町長崎鼻南端）
- 基点2 熊本県天草市五和町御領漁港北側防波堤灯台
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ27度・25メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度30分・248メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度15分・322メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度20分・366メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・340メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度35分・295メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度40分・220メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ56度55分・169メートルのところ
- ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度35分・141メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市五和町

漁場計画番号 天区第235号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえば養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに

よって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第122号(天草市五和町長崎鼻北端)

基点2 熊本県漁場基点天第123号(天草市五和町大島若宮北端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ325度20分・253メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度25分・270メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度・215メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度25分・135メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市五和町

漁場計画番号 天区第236号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端)

基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度・75メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度・100メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・235メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・285メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・310メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第237号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ

て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内上平本郷南防波堤突端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・618メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ12度・590メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・610メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度・695メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度15分・715メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第238号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町中田地先
- (4) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第188号(天草市新和町宮野河内野崎北端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度40分・1,09
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度40分・1,13
- 1メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第239号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第434号(熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場瀬崎南端)と天第202号(天草市新和町檜浦北端)を見通した線から天第205号を基点として右へ356度42分の線が天草市新和町大多尾檜浦の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場瀬崎南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・208メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・185メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第240号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市楠浦町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾檜浦北西端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度45分・230メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ259度20分・195メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・100メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ15度55分・80メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度30分・65メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 天草市楠浦町

漁場計画番号 天区第241号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市栖本町沖の瀬鼻)
- 基点2 熊本県漁場基点天第217号(天草市栖本町猪子田漁港沖の瀬防波堤南側取付基部)
- ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ115度10分・10メートルのところ
- イ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ22度50分・21メートルのところ
- ウ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ82度15分・

- 1 1 8メートルのところ  
 エ 基点2と天草市新和町横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ30度  
 オ 50分・126メートルのところ  
 カ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ39度・38メー  
 ルのところ  
 カ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ24度50分・2  
 5メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市栖本町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第242号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに  
 よって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度25分・680メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度50分・678メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度10分・542メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度・555メートルの  
 ところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度5分・788メー  
 ルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度55分・785メー  
 トルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町

漁場計画番号 天区第243号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市倉岳町鳴川地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 基点2 上天草市龍ヶ岳町大道鳴子浦南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・445メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ80度35分・327メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ120度・340メートル  
 のところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ119度・350メートル  
 のところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町

漁場計画番号 天区第244号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市姫戸町牟田地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線  
 とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第350号(上天草市姫戸町牟田外北側防波堤中央屈曲部外  
 角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第247号(上天草市姫戸町舟揚島西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度35分・377メ



- 一 トルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度45分・380メ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度20分・60メー
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度50分・318メ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度30分・183メ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度55分・63メー
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度55分・78メー
- トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市姫戸町

漁場計画番号 天区第245号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第293号(上天草市大矢野町維和字千崎北端)
    - 基点2 熊本県漁場基点火第3号(宇城市三角町兜島山頂標柱)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ92度15分・130メー
    - トルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度10分・120メー
    - トルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ97度20分・25メー
    - トルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ140度20分・30メー
    - トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第246号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、基点1及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第423号(熊本県漁場基点天第39号(上天草市大矢野町野牛島北端)と天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端)を見通した線から天第39号を基点として右へ326度45分の線が上天草市大矢野町登立治郎田地先のくるまえび養殖場護岸と交わる場所)
    - 基点2 熊本県漁場基点火第39号
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ227度40分・195メ
    - トルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・130メ
    - トルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ184度10分・120メ
    - トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第247号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第424号(熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)と天第284号(上天草市大矢野町塔ノ崎北西端)を見通した線から天第43号を基点として右へ4度30分の線が塔ノ崎北側くるまえび養殖場北側護岸と交

わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点火第43号  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度50分・430メ  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ344度5分・420メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度5分・320メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度20分・250メ  
 ートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度5分・230メー  
 トルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ315度・380メートル  
 のところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第248号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第333号(熊本県漁場基点天第28号(上天草市大矢野町中  
 ヤトリ瀬東側突端と熊本県漁場基点天第27号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬西側突  
 端)を見通した線から同突端を基点として右へ173度165.5メートルのところ)  
 とヤトリ瀬東側鼻を見通した線から天第28号を基点として右へ202度45分の線が  
 上天草市松島町永浦島の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第28号  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度15分・315メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ20度・315メートルの  
 とところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第249号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
 線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度34分4.2秒、東経130度26分47.9秒  
 イ 北緯32度34分4秒、東経130度26分46.4秒  
 ウ 北緯32度34分8.7秒、東経130度26分45.9秒  
 エ 北緯32度34分9.1秒、東経130度26分52.9秒  
 オ 北緯32度34分4.7秒、東経130度26分50.9秒

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第250号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先  
 (4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲  
 まれた区域。  
 基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第  
 94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ310度12分の  
 線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。)  
 ア 基点1と天草市有明町楠黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ45  
 度・308メートルのところ  
 イ ウからエを見通した線上、ウから170メートルのところ  
 ウ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246

- メートルのところ（防波堤突端中央）  
 エ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市有明町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第251号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イとウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。  
 基点1 熊本県漁場基点天第430号（熊本県漁場基点天第93号（黒木島頂点）と天第94号（龍崎北東端）を見通した線から天第93号を基点として右へ310度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。）  
 基点2 熊本県漁場基点天第431号（熊本県漁場基点天第93号（黒木島頂点）と天第94号（龍崎北東端）を見通した線から天第93号を基点として右へ270度5分の線が天草市有明町大宇楠の最大高潮時海岸線と交わるところ。）  
 基点3 熊本県漁場基点天第93号（天草市有明町黒木島頂点）  
 ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ  
 イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ  
 ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ308度15分・132メートルのところ  
 エ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ77度・430メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 天草市有明町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁業計画番号 天区第301号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第292号（熊本県漁場基点天第43号（神崎鼻南端）と火第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ）  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・180メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第302号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第412号（熊本県漁場基点天第43号（神崎鼻南端）と火第2号（三角港荷島灯台）を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木陸岸と交わるところ）  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・135メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・165メートルのところ

- ウ エ オ
- 基点1から基点2を見通した線上、基点1から170メートルのところ  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度・185メートルの  
 ところ  
 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メー  
 トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第303号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ134度6分の線が上天草市大矢野町維和白須地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度20分・90メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ100度20分・110メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・100メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ58度10分・20メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第304号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ158度31分の線が上天草市大矢野町維和大鷺ノ浦地先のくるまえび養殖場護岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第51号(天草郡大矢野町笹島北端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ70度35分・160メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度・160メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度・120メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度20分・140メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第305号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域



- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が126,620平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
 形状：長円形  
 規格：長径58メートル及び短径52メートル  
 台数：52台

漁場計画番号 天区第403号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
 ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ  
 イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ  
 ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度・45分・900メートルのところ  
 エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市栖本町
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
 形状：円形  
 規格：直径50メートル  
 台数：10台
- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第404号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））  
 ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ  
 イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ  
 ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ  
 エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市栖本町
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。
- (3) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。
- (4) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を

超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が15,700平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

形状：円形  
規格：直径50メートル  
台数：8台

- (5) 当該漁業権に係る区画漁業で種苗の活込みに用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

漁場計画番号 天区第501号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・400メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ29度・670メートルのところ  
ウ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・890メートルのところ  
エ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ71度・710メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 敷設する生け簀の面積は、2,473平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第502号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・190メートルのところ  
イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・295メートルのところ  
ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・300メートルのところ  
エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・195メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 敷設する生け簀の面積は、1,629平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第503号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第23号（上天草市大矢野町中江後北端）  
ア 基点1から真方位328度23分・1,000メートルのところ  
イ 基点1から真方位318度23分・1,120メートルのところ  
ウ 基点1から真方位323度23分・1,240メートルのところ

エ 基点1から真方位332度23分・1, 130メートルのところ  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 上天草市大矢野町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、3, 000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第504号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第22号（上天草市大矢野町江樋戸港防波堤灯台）  
ア 基点1と上天草市大矢野町鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ2度55分・972メートルのところ  
イ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・940メートルのところ  
ウ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1, 037メートルのところ  
エ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・1, 060メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1, 104平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第505号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度34分43. 2秒、東経130度23分32. 9秒  
イ 北緯32度34分37. 0秒、東経130度23分34. 6秒  
ウ 北緯32度34分34. 4秒、東経130度23分23. 5秒  
エ 北緯32度34分40. 8秒、東経130度23分21. 9秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、2, 826平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第506号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第26号（上天草市大矢野町中満越鼻突端）  
ア 基点1と上天草市大矢野町小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・545メートルのところ  
イ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・550メートルのところ  
ウ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・670メートルのところ  
エ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・665メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件



- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,304平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第507号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第26号（上天草市大矢野町中満越鼻突端）  
 ア 基点1と上天草市大矢野町永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・150メートルのところ  
 イ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ298度・50メートルのところ  
 ウ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・250メートルのところ  
 エ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・360メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、4,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第508号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第23号（上天草市大矢野町中江後北端）  
 ア 基点1と上天草市大矢野町手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度16分・587メートルのところ  
 イ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度33分・443メートルのところ  
 ウ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・440メートルのところ  
 エ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度・585メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市大矢野町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、1,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第509号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第306号（熊本県漁場基点天第36号（上天草市大矢野町横島中鼻東端）と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ259度52分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交わるところ）  
 ア 基点1と上天草市大矢野町貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度20分・107メートルのところ  
 イ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度3分・161メートルのところ  
 ウ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ342度57分・119メートルのところ  
 エ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ299度27分・14メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 上天草市大矢野町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、982平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第510号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第321号（熊本県漁場基点天第51号（上天草市大矢野町笹島北端）と天第36号（上天草市大矢野町横島中鼻東端）を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる）  
ア 基点1と上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ93度56分・412メートルのところ  
イ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ10度・260メートルのところ  
ウ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ344度・145メートルのところ  
エ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ111度・350メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 上天草市大矢野町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、5,666平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第511号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号（上天草市松島町横島西端）  
ア 基点1から上天草市松島町樋合島南端を見通した線上、基点1から350メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・520メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・605メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度30分・465メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,900平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第512号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ346  
度15分・905メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度15分・1,  
120メートルのところ  
ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1, 170  
メートルのところ  
エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・960メー  
トルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2, 500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第513号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町軍ヶ浦矢寄鼻東端)

ア 基点1から真方位56度26分・280メートルのところ

イ 基点1から真方位96度45分・540メートルのところ

ウ 基点1から真方位141度・480メートルのところ

エ 基点1から真方位171度15分・165メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市天草町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、4, 396平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第514号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第389号(天草市天草町軍ヶ浦漁港西防波堤基部南側角)

ア 基点1と天草市天草町大江軍ヶ浦下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として  
右へ311度45分・110メートルのところ

イ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・2  
15メートルのところ

ウ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・185メー  
トルのところ

エ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・35メー  
トルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市天草町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、564平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第515号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第388号(天草市天草町軍ヶ浦ワリ瀬の中央)

- ア 基点1と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ32度・205メートルのところ
- イ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・415メートルのところ
- ウ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・365メートルのところ
- エ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ61度45分・65メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市天草町
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、2,632平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第516号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第138号（天草市河浦町崎津鳴瀬鼻西端）  
 ア 基点1と天草市二浦町五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・841メートルのところ  
 イ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ349度50分・985メートルのところ  
 ウ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・1,009メートルのところ  
 エ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ9度50分・836メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、6,112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第517号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分40.3秒、東経130度0分45.0秒  
 イ 北緯32度18分44.4秒、東経130度0分52.3秒  
 ウ 北緯32度18分36.1秒、東経130度0分59.6秒  
 エ 北緯32度18分32.0秒、東経130度0分52.3秒

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、7,299平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第518号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分52.5秒、東経130度1分37.4秒  
 イ 北緯32度17分50.0秒、東経130度1分35.9秒  
 ウ 北緯32度17分48.3秒、東経130度1分40.0秒  
 エ 北緯32度17分50.7秒、東経130度1分41.5秒

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、1,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第519号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号（天草市茂串ヨンガ鼻東端）  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度45分・835メートルのところ  
イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度28分・607メートルのところ  
ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・590メートルのところ  
エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・705メートルのところ  
オ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・780メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第520号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第159の1号（天草市茂串ヨンガ鼻東端）  
ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・500メートルのところ  
イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・515メートルのところ  
ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ27度30分・420メートルのところ  
エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・405メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、1,200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第521号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）  
ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ302度・555メートルのところ  
イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ315度・565メートルのところ

- ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ319度2分・415メートルのところ
- エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ301度14分・402メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市牛深町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第522号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第164号（天草市下須島白瀬防波堤東端）
- ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・40メートルのところ
- イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・140メートルのところ
- ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ88度30分・835メートルのところ
- エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ100度・850メートルのところ
- オ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ126度30分・215メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市牛深町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、34,100平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第523号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第162号（天草市下須島馬込鼻北端）
- ア 基点1と天草市牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ88度15分・385メートルのところ
- イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ79度30分・450メートルのところ
- ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ94度15分・605メートルのところ
- エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・555メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市牛深町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、4,300平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第524号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ

た区域

基点1 熊本県漁場基点天第160号(天草市下須島下の倉南東端)

ア 基点1と天草市法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・215

メートルのところ

イ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ62度・240メー

トルのところ

ウ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度・155メー

トルのところ

エ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・165メー

トルのところ

オ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ157度30分・13

5メートルのところ

カ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度30分・90

メートルのところ

キ 基点1と法ケ島南端を見通した線から基点1を基点として右へ122度30分・25

メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第525号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分3.6秒、東経130度3分6.5秒

イ 北緯32度10分45.0秒、東経130度3分26.2秒

ウ 北緯32度10分35.9秒、東経130度3分14.2秒

エ 北緯32度10分40.7秒、東経130度3分9.1秒

オ 北緯32度10分36.6秒、東経130度3分3.7秒

カ 北緯32度10分52.5秒、東経130度2分46.9秒

キ 北緯32度10分58.2秒、東経130度2分54.3秒

ク 北緯32度10分56.0秒、東経130度2分56.6秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 敷設する生け簀の面積は、45,510平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第526号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度12分8.3秒、東経130度2分9.8秒

イ 北緯32度12分9.9秒、東経130度2分14.8秒

ウ 北緯32度11分48.3秒、東経130度2分24.8秒

エ 北緯32度11分46.4秒、東経130度2分20.4秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、7,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第527号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

基点1 熊本県漁場基点天第164号(天草市下須島白瀬防波堤東端)

ア 基点1から真方位52度25分・1, 390メートルのところ

イ 基点1から真方位45度10分・1, 045メートルのところ

ウ 基点1から真方位18度45分・1, 490メートルのところ

エ 基点1から真方位25度8分・1, 641メートルのところ

オ 基点1から真方位32度27分・1, 471メートルのところ

カ 基点1から真方位37度55分・1, 575メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市久玉町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、21,754平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第528号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)

ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度570メートルのところ

イ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・610メートルのところ

ウ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・430メートルのところ

エ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・370メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市久玉町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、4,106平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第529号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市久玉町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域

基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)

ア 基点1から真方位2度55分・490メートルのところ

イ 基点1から真方位21度40分・485メートルのところ

ウ 基点1から真方位22度40分・430メートルのところ

エ 基点1から真方位9度40分・300メートルのところ

オ 基点1から真方位346度10分・330メートルのところ

カ 基点1から真方位351度10分・420メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市久玉町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(3) 敷設する生け簀の面積は、4,160平方メートルを超えてはならない。



漁場計画番号 天区第530号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第171号（天草市久玉町山の浦小金ケ鼻南端）
- ア 基点1と天草市久玉町山の浦八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・425メートルのところ
- イ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・545メートルのところ
- ウ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・560メートルのところ
- エ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・440メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市久玉町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、1,570平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第531号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第391号（天草市深海町浅海小金ケ鼻北西端）
- ア 基点1と天草市深海町保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度45分・405メートルのところ
- イ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度・85メートルのところ
- ウ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ271度30分・215メートルのところ
- エ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度45分・450メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、8,268平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第532号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第175号（天草市深海町オテガ鼻突端）
- ア 基点1から真方位332度50分・107メートルのところ
- イ 基点1から真方位249度20分・320メートルのところ
- ウ 基点1から真方位278度50分・525メートルのところ
- エ 基点1から真方位315度35分・440メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、5,892平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第533号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第177号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から59.4メートルのところ）
- ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・610メートルのところ
- イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ86度・280メートルのところ
- ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ58度・440メートルのところ
- エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・540メートルのところ
- オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・730メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、8,704平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第534号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第177号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から59.4メートルのところ）
- ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度・270メートルのところ
- イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・470メートルのところ
- ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・550メートルのところ
- エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ343度・540メートルのところ
- オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・270メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,655平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第535号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第175号（天草市深海町オテガ鼻北端）
- ア 基点1と天草市深海町深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度・425メートルのところ
- イ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度・580メートルのところ
- ウ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・580メートルのところ

- エ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・425メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、1,239平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第536号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第394号（天草市下平漁港1号防波堤突端）
    - ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・235メートルのところ
    - イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・355メートルのところ
    - ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・335メートルのところ
    - エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・203メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第537号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）
    - ア 基点1と天草市深海町産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・170メートルのところ
    - イ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・260メートルのところ
    - ウ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ19度15分・320メートルのところ
    - エ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ56度33分・682メートルのところ
    - オ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ68度55分・633メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 敷設する生け簀の面積は、6,372平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第538号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2  
 度25分・709メートルのところ  
 イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度30分・848  
 メートルのところ  
 ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度55分・1, 1  
 02メートルのところ  
 エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3度50分・1, 002  
 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、12, 963平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第539号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
 く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 7度・1, 023メートルのところ  
 イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度50分・747メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・1, 047  
 メートルのところ  
 エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・1, 28  
 6メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、7, 208平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第540号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
 く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第184号(天草市河浦町宮野河内丸山鼻北西端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右  
 へ350度・1, 165メートルのところ  
 イ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・1, 4  
 65メートルのところ  
 ウ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・1,  
 300メートルのところ  
 エ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・950メ  
 ートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、11, 381平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第541号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第189号（天草市新和町親崎南端）
- ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ38度・550メートルのところ
- イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度30分・740メートルのところ
- ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度17分・852メートルのところ
- エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ59度24分・695メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、8,715平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第542号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第189号（天草市新和町親崎南端）
- ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ65度・810メートルのところ
- イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ56度15分・960メートルのところ
- ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・1,065メートルのところ
- エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ71度30分・920メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、4,279平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第543号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第200号（天草市新和町天附鼻南東端）
- ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度5分・762メートルのところ
- イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・730メートルのところ
- ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・1,010メートルのところ
- エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ299度30分・1,090メートルのところ
- オ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・860メートルのところ
- カ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度25分・897

- メートルのところ  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市新和町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 敷設する生け簀の面積は、9,527平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第544号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第214号（天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ）  
ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1,195メートルのところ  
イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ312度30分・1,140メートルのところ  
ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度・1,730メートルのところ  
エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・1,770メートルのところ

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市新和町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
(3) 敷設する生け簀の面積は、10,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第545号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市新和町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒  
イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒  
ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒  
エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒  
オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒  
カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市新和町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 敷設する生け簀の面積は、68,180平方メートルを超えてはならない。  
(3) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。  
(4) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。

漁場計画番号 天区第546号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 天草市下浦町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第396号（天草市下血塚島西端）  
ア 基点1と天草市下浦町の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・382メートルのところ  
イ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・123メートルのところ  
ウ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ1度49分・588メートルのところ

- エ 基点1と戸崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市楠浦町及び下浦町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、12,096平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第547号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第216号（天草市栖本町白戸漁港南側防波堤基部から南側防波堤に沿って40メートルのところ）
- ア 基点1と天草市栖本町柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ9度55分・587メートルのところ
- イ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ25度35分・677メートルのところ
- ウ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ54度・450メートルのところ
- エ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・220メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市栖本町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、6,652平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第548号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同一市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））
- ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ
- イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ
- ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ
- エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市栖本町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、39,250平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第549号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市栖本町白戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と同一市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））
- ア 基点1と天草市栖本町栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として

右へ37度・1,535メートルのところ  
イ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・  
1,545メートルのところ  
ウ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度3  
0分・620メートルのところ  
エ 基点1と栖本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・  
595メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市栖本町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、31,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第550号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市栖本町古江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第218号（天草市栖本町沖の瀬鼻）

ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点とし  
て右へ62度・110メートルのところ

イ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ323  
度・100メートルのところ

ウ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ347  
度・185メートルのところ

エ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ36度  
30分・190メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市栖本町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第551号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲ま  
れた区域

基点1 熊本県漁場基点天第397号（天草市倉岳町落人鼻東端）

ア 基点1と天草市倉岳町平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ212  
度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

イ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ300度・380メ  
ートルのところ

ウ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・250メー  
トルのところ

エ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ199度の線が最大  
高潮時海岸線と交わる場所

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市倉岳町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、5,952平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第552号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域



- ア 北緯 3 2 度 2 3 分 4 2 . 2 秒、東経 1 3 0 度 1 9 分 5 3 . 6 秒  
 イ 北緯 3 2 度 2 3 分 2 9 . 8 秒、東経 1 3 0 度 1 9 分 4 9 . 1 秒  
 ウ 北緯 3 2 度 2 3 分 2 6 . 2 秒、東経 1 3 0 度 1 9 分 5 9 . 8 秒  
 エ 北緯 3 2 度 2 3 分 3 8 . 6 秒、東経 1 3 0 度 2 0 分 4 . 3 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市倉岳町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 敷設する生け簀の面積は、1 2 , 0 0 0 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第 5 5 3 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 8 号（上天草市龍ヶ岳町横島北端）  
 ア 基点 1 と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ  
 1 3 3 度 5 分・1 , 0 2 2 メートルのところ  
 イ 基点 1 と切支丹鼻南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 2 0 度 3 0 分・  
 1 , 0 0 8 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と切支丹鼻南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 2 1 度 5 分・  
 1 , 1 1 8 メートルのところ  
 エ 基点 1 と切支丹鼻南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 3 4 度 3 0 分・  
 1 , 1 4 1 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、7 , 2 6 7 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第 5 5 4 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 4 0 2 号（上天草市龍ヶ岳町赤崎大道漁港（赤崎地区）南側  
 立地西端）  
 ア 基点 1 と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1  
 度 3 0 分・8 2 0 メートルのところ  
 イ 基点 1 と横島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 度 3 0 分・7 1 0 メー  
 トルのところ  
 ウ 基点 1 と横島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 8 度 1 5 分・6 2 5  
 メートルのところ  
 エ 基点 1 と横島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 8 度・7 8 0 メー  
 ルのところ  
 オ 基点 1 と横島北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 4 度・7 6 0 メー  
 ルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、7 , 3 1 7 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第 5 5 5 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端)  
 ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ  
 48度30分・260メートルのところ  
 イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・4  
 25メートルのところ  
 ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ95度・575メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ108度15分・  
 540メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、19,371平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第556号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
 く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって  
 囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)  
 ア イから基点1を見通した線からイを基点として右へ73度の線が上天草市龍ヶ岳町大  
 道楠森島の陸岸と交わるところ  
 イ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・1,  
 375メートルのところ  
 ウ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ53度15分・93  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度・960メー  
 ートルのところ  
 オ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度の線が楠森島  
 の陸岸と交わるところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 楠森島への航行に支障がないように配慮しなければならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、12,778平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第557号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除  
 く)  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 天草市倉岳町宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台と上天草市龍ヶ岳町瓢箪島西端を見  
 通した線から宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を基点として右へ8度の線が上天草市龍ヶ  
 岳町大道ダテク島の最大高潮時海岸線と交わるところ  
 ア 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3  
 17度・510メートルのところ  
 イ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ1  
 6度15分・225メートルのところ  
 ウ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2  
 03度・475メートルのところ  
 エ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2  
 44度30分・655メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 敷設する生け簀の面積は、15,386平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第558号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第234号（上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端）
- ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・220メートルのところ
- イ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・505メートルのところ
- ウ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・630メートルのところ
- エ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・515メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、9,166平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第559号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第301号（上天草市龍ヶ岳町竹島北側中央部突端）
- ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度1分12秒・300メートルのところ
- イ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ68度・250メートルのところ
- ウ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・15メートルのところ
- エ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ242度15分・270メートルのところ
- オ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ277度12分・360メートルのところ
- カ 基点1と樋島南東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度45分・190メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、6,900平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第560号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度22分37.7秒、東経130度24分43.6秒
- イ 北緯32度22分29.8秒、東経130度24分47.8秒
- ウ 北緯32度22分28.1秒、東経130度24分46.4秒
- エ 北緯32度22分31.8秒、東経130度24分44.6秒
- オ 北緯32度22分28.8秒、東経130度24分34.4秒

- カ 北緯 3 2 度 2 2 分 2 2 . 8 秒、東経 1 3 0 度 2 4 分 2 4 . 7 秒  
 キ 北緯 3 2 度 2 2 分 1 8 . 3 秒、東経 1 3 0 度 2 4 分 3 0 . 3 秒  
 ク 北緯 3 2 度 2 2 分 1 7 . 0 秒、東経 1 3 0 度 2 4 分 2 8 . 6 秒  
 ケ 北緯 3 2 度 2 2 分 2 2 . 8 秒、東経 1 3 0 度 2 4 分 2 1 . 2 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く。）  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、5, 299平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第561号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第272の2号（天草市御所浦町本郷港1号防波堤灯台）  
 ア 基点1と天草市御所浦町眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ261度・125メートルのところ  
 イ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ293度・625メートルのところ  
 ウ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ301度・620メートルのところ  
 エ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ307度・410メートルのところ  
 オ 基点1と眉島南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・110メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 敷設する生け簀の面積は、3, 384平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第562号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第275号（天草市御所浦町元浦中津鼻西端）  
 ア 基点1と天草市御所浦町弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ104度30分・615メートルのところ  
 イ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ94度・285メートルのところ  
 ウ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・280メートルのところ  
 エ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ317度52分・343メートルのところ  
 オ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・245メートルのところ  
 カ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ78度45分・520メートルのところ  
 キ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点として右へ93度15分・625メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 敷設する生け簀の面積は、6, 200平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第563号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
- ア 基点1と天草市御所浦町弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ34度21分・520メートルのところ
- イ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・870メートルのところ
- ウ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・865メートルのところ
- エ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・965メートルのところ
- オ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ358度24分・960メートルのところ
- カ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ356度26分・506メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、1,872平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第564号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第369号（天草市御所浦町大平島北西端）
- ア 基点1と天草市御所浦町竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・110メートルのところ
- イ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・30メートルのところ
- ウ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ238度15分・125メートルのところ
- エ 基点1と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ267度15分・160メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、500平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第565号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
- ア 基点1から真方位341度5分・1,074メートルのところ
- イ 基点1から真方位319度21分・792メートルのところ
- ウ 基点1から真方位309度46分・1,158メートルのところ
- エ 基点1から真方位327度55分・1,368メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、19,616平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第566号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第278号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）  
 ア 基点1と天草市御所浦町大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・908メートルのところ  
 イ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・886メートルのところ  
 ウ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度20分・1,135メートルのところ  
 エ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分・1,149メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、4,452平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第567号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 天草市御所浦町嵐口前島北東端  
 ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ256度30分・295メートルのところ  
 イ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ283度44分・442メートルのところ  
 ウ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度18分・354メートルのところ  
 エ 基点1と嵐口崎北東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度37分・129メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、7,442平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第581号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、わかめ養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第219の1号（上天草市龍ヶ岳町大道ダテク島南端）  
 基点2 熊本県漁場基点天第221号（天草市御所浦町困窮島南端）  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・657メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・802メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度40分・751メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度・537メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、6,800平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第591号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第253号（天草市御所浦町牧島ヤキ崎北西端）

ア 基点1と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・380メートルのところ

イ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度50分・74メートルのところ

ウ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ312度50分・398メートルのところ

エ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・538メートルのところ

オ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ346度50分・631メートルのところ

カ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度40分・658メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、21,807平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第592号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第398号（天草市御所浦町猿子島北東端）

ア 基点1から真方位32度31分・34メートルのところ

イ 基点1から真方位84度18分・287メートルのところ

ウ 基点1から真方位117度44分・320メートルのところ

エ 基点1から真方位129度4分・557メートルのところ

オ 基点1から真方位150度15分・591メートルのところ

カ 基点1から真方位158度28分・348メートルのところ

キ 基点1から真方位165度58分・405メートルのところ

ク 基点1から真方位191度59分・392メートルのところ

ケ 基点1から真方位198度56分・224メートルのところ

コ 基点1から真方位174度49分・141メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、13,112平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第593号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第365号（天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端）

ア 基点1から真方位72度15分・426メートルのところ

イ 基点1から真方位78度48分・515メートルのところ  
ウ 基点1から真方位96度16分・600メートルのところ  
エ 基点1から真方位116度55分・418メートルのところ  
オ 基点1から真方位185度30分・618メートルのところ  
カ 基点1から真方位207度35分・557メートルのところ  
キ 基点1から真方位85度45分・149メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、12,096平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第594号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第363号（天草市御所浦町嵐口漁港4号防波堤東側基部から南東へ防波堤に沿って135メートルの防波堤中央部）

ア 基点1と天草市御所浦町嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度19分・889メートルのところ

イ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ44度16分・579メートルのところ

ウ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ40度35分・392メートルのところ

エ 基点1と嵐口崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ341度27分・721メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、24,098平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第595号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町嵐口地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第364号（天草市御所浦町嵐口漁港2号防波堤北側基部から西へ防波堤に沿って40メートルの防波堤中央部）

ア 基点1と天草市御所浦町牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・45メートルのところ

イ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ23度44分・434メートルのところ

ウ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度45分・600メートルのところ

エ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度・545メートルのところ

オ 基点1と牧島ヤキ崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・470メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、15,840平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第611号



- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分15.1秒、東経130度2分9.1秒
- イ 北緯32度18分14.2秒、東経130度2分10.1秒
- ウ 北緯32度18分13.1秒、東経130度2分8.2秒
- エ 北緯32度18分14.1秒、東経130度2分7.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第621号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第10号（上天草市大矢野町上七ツ割中鼻北端）
- ア 基点1と上天草市大矢野町上串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・725メートルのところ
- イ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度30分・640メートルのところ
- ウ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ273度・955メートルのところ
- エ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度15分・1,160メートルのところ
- オ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度45分・1,545メートルのところ
- カ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・1,980メートルのところ
- キ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ12度25分・1,650メートルのところ
- ク 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第622号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第20号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
- ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・890メートルのところ
- イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度・1,740メートルのところ
- ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ36度45分・2,190メートルのところ
- エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ49度・1,815メートルのところ
- オ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ44度・1,620メートルのところ

- カ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度30分・1, 3  
75メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第623号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度36分21.4秒、東経130度27分8.5秒
- イ 北緯32度36分18.7秒、東経130度27分13.5秒
- ウ 北緯32度36分26.0秒、東経130度27分19.5秒
- エ 北緯32度36分28.5秒、東経130度27分15.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第624号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度37分12.2秒、東経130度26分8.6秒
- イ 北緯32度37分16.6秒、東経130度26分6.0秒
- ウ 北緯32度37分8.0秒、東経130度25分44.1秒
- エ 北緯32度37分3.6秒、東経130度25分46.7秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。
- (3) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第625号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度33分52.7秒、東経130度23分54.3秒
- イ 北緯32度33分47.4秒、東経130度23分58秒
- ウ 北緯32度33分49.9秒、東経130度24分2.9秒
- エ 北緯32度33分55.2秒、東経130度23分59.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第626号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度33分32.9秒、東経130度23分27.1秒  
 イ 北緯32度33分33.9秒、東経130度23分51.4秒  
 ウ 北緯32度33分29.3秒、東経130度23分51.9秒  
 エ 北緯32度33分28.1秒、東経130度23分27.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第627号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野町茶臼島頂点)  
 ア 基点1と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ332度・1,165メートルのところ  
 イ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,000メートルのところ  
 ウ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ343度30分・825メートルのところ  
 エ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ340度・795メートルのところ  
 オ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ335度15分・960メートルのところ  
 カ 基点1と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・1,140メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第628号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ328度15分・225メートルのところ  
 イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ15度・205メートルのところ  
 ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・110メートルのところ  
 エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ309度15分・150メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市深海町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第629号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)  
 ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・1,100メートルのところ

- イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1,075メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ351度30分・1,225メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・1,250メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第630号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・515メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・690メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ355度15分・700メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・530メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第631号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ310度・300メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・530メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・460メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・190メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第632号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度22分51.2秒、東経130度26分2.8秒

- イ 北緯 32 度 22 分 43.7 秒、東経 130 度 25 分 57.4 秒  
 ウ 北緯 32 度 22 分 39.2 秒、東経 130 度 26 分 6.3 秒  
 エ 北緯 32 度 22 分 46.7 秒、東経 130 度 26 分 11.6 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市龍ヶ岳町樋島  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第651号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第125号(天草市五和町鬼池シラタケ鼻北東端)  
 ア 基点1と天草市五和町宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ31度  
 23分・78メートルのところ  
 イ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度51分・5  
 6メートルのところ  
 ウ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度9分・25  
 6メートルのところ  
 エ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度37分・254  
 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第652号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)  
 ア 基点1と天草市五和町鬼池宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ35  
 6度・1, 255メートルのところ  
 イ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1,  
 250メートルのところ  
 ウ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・45  
 メートルのところ  
 エ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・95  
 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第653号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・くろめ養殖業  
 (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町鬼池地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端)  
 ア 基点1と天草市五和町鬼池と同町二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基  
 点として右へ6度30分・325メートルのところ  
 イ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ35  
 5度30分・330メートルのところ  
 ウ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度

- ・ 1, 125メートルのところ
- エ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ5度
- ・ 1, 125メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市五和町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第661号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・ひじき養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度17分17.4秒、東経130度9分37.2秒
    - イ 北緯32度17分14.4秒、東経130度9分41.7秒
    - ウ 北緯32度17分40.0秒、東経130度10分5.2秒
    - エ 北緯32度17分43.0秒、東経130度10分0.7秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第681号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・かき養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島山頂)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第20号(大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・100メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ282度・730メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度・1,010メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ204度・710メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第682号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・かき養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度34分2.5秒、東経130度27分20.3秒
    - イ 北緯32度34分1.4秒、東経130度27分22.6秒
    - ウ 北緯32度34分6.7秒、東経130度27分26.3秒
    - エ 北緯32度34分7.8秒、東経130度27分23.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第701号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度34分23.6秒、東経130度25分1秒  
 イ 北緯32度34分23.2秒、東経130度25分2秒  
 ウ 北緯32度34分29.7秒、東経130度25分8秒  
 エ 北緯32度34分30.1秒、東経130度25分7.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第702号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度32分52.1秒、東経130度25分5.5秒  
 イ 北緯32度32分51.5秒、東経130度25分5.3秒  
 ウ 北緯32度32分51.1秒、東経130度25分7.6秒  
 エ 北緯32度32分51.7秒、東経130度25分7.8秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第703号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度32分12.6秒、東経130度11分38.8秒  
 イ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分38.7秒  
 ウ 北緯32度32分11.8秒、東経130度11分40.2秒  
 エ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分40.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第704号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分36.7秒  
 イ 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分33.6秒  
 ウ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分33.6秒  
 エ 北緯32度32分28.0秒、東経130度11分35.1秒  
 オ 北緯32度32分28.0秒、東経130度11分37.4秒  
 カ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分38.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第705号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.8秒  
 イ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分32.5秒  
 ウ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分31.7秒  
 エ 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.0秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市五和町

4 条件 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第706号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)

ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・960メートルのところ

イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・1,025メートルのところ

ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度50分・1,500メートルのところ

エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度50分・1,420メートルのところ

オ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1,050メートルのところ

カ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ339度・1,045メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草郡苓北町

4 条件

(1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第707号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市牛深町下須島馬込鼻北端)

ア 基点1と天草市牛深町牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・390メートルのところ

イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ64度・374メートルのところ

ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ66度30分・345メートルのところ

エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・356メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第708号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度13分6.5秒、東経130度0分13.2秒

イ 北緯32度13分5.9秒、東経130度0分13.7秒

ウ 北緯32度13分7.8秒、東経130度0分16.8秒

エ 北緯32度13分8.3秒、東経130度0分16.4秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第709号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市牛深町地先



- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度13分8.7秒、東経130度0分8秒  
 イ 北緯32度13分8.2秒、東経130度0分7.5秒  
 ウ 北緯32度13分6.8秒、東経130度0分9.4秒  
 エ 北緯32度13分7.3秒、東経130度0分9.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第710号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市牛深町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度10分26.5秒、東経130度2分26.4秒  
 イ 北緯32度10分26.5秒、東経130度2分30.0秒  
 ウ 北緯32度10分25.8秒、東経130度2分30.0秒  
 エ 北緯32度10分25.8秒、東経130度2分26.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市牛深町

漁場計画番号 天区第711号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ)  
 ア 基点1から真方位349度45分・310メートル  
 イ 基点1から真方位353度45分・310メートル  
 ウ 基点1から真方位11度45分・65メートル  
 エ 基点1から真方位352度15分・60メートル
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第712号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市深海町キヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ90度30分・75メートルのところ  
 イ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ78度15分・60メートルのところ  
 ウ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ61度15分・155メートルのところ  
 エ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・160メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市深海町

漁場計画番号 天区第713号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市深海町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度15分58.4秒、東経130度6分35.7秒  
 イ 北緯32度15分57.6秒、東経130度6分37.8秒  
 ウ 北緯32度15分54.7秒、東経130度6分35.9秒  
 エ 北緯32度15分55.7秒、東経130度6分33.7秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市深海町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら

ない。

漁場計画番号 天区第714号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端)
- ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・85メートルのところ
- イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・80メートルのところ
- ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ14度45分・180メートルのところ
- エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・185メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第715号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端)
- ア 基点1から真方位227度42分・205メートルのところ
- イ 基点1から真方位223度12分・205メートルのところ
- ウ 基点1から真方位221度42分・407メートルのところ
- エ 基点1から真方位223度42分・407メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第716号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島西端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ64度15分・440メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度45分・435メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・930メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ54度25分・930メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第717号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤

の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ4  
 イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・100メ  
 ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ60度30分・395メ  
 エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・395メ  
 ートルのところ

2 関係地区 天草市河浦町宮野河内

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第718号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から  
東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度45分・720メ  
ートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度30分・720メ  
ートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ101度45分・780メ  
ートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度・785メートル  
のところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第719号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から  
東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ114度30分・500メ  
ートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ111度・490メートル  
のところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ109度45分・585メ  
ートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ112度30分・595メ  
ートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第720号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から  
東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)

ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上平久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右

- へ 28 度・145メートルのところ
- イ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・135メートルのところ
- ウ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・210メートルのところ
- エ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・215メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第721号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ242度・305メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・290メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・235メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度30分・255メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第722号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ250度・435メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・425メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ253度45分・370メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度15分・380メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第723号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端)
- 基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・335メートルのところ

- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度30分・405メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度45分・405メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度15分・330メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第724号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
- 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度・580メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ296度15分・665メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ299度・650メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ297度15分・560メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第725号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ310度45分・150メートルのところ
- イ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ325度30分・220メートルのところ
- ウ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・210メートルのところ
- エ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・140メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第726号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端)
- ア 基点1と天草市河浦町紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ343度30分・380メートルのところ
- イ 基点1と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度・420メートルのところ
- ウ 基点1と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・405メートルのところ
- エ 基点1と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・

- 3 6 5メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
  - 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
  - 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第727号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第377号(天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南端)
    - ア 基点1と河浦町宮野河内女岳ウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・80メートルのところ
    - イ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度15分・90メートルのところ
    - ウ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度・125メートルのところ
    - エ 基点1とウツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・110メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第728号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
    - ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度45分・1,105メートルのところ
    - イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・1,175メートルのところ
    - ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・1,145メートルのところ
    - エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・1,070メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第729号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)
    - 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・1,135メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度・1,170メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・1,160メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・1,125メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

ない。

漁場計画番号 天区第730号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度45分・1, 165メートルのところ  
イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度10分・1, 132メートルのところ  
ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度5分・1, 112メートルのところ  
エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・1, 150メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第731号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ)  
ア 基点1と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・1, 182メートルのところ  
イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・1, 433メートルのところ  
ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・1, 412メートルのところ  
エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・1, 158メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第732号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
(2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁業権の境界)  
おける漁業権の境界)  
ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ33度5分・1, 270メートルのところ  
イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・1, 310メートルのところ  
ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1, 278メートルのところ  
エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ333度5分・1, 241メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第733号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と市河浦町宮野河内との海岸線に  
 おける漁業権の境界)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南西端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 59  
 0メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 84  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1, 840メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 58  
 0メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第734号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度・830メートルの  
 ところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度・1, 230メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 69  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1, 69  
 5メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1, 240メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・850メートルの  
 ところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第735号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲  
 まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台)  
 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南東端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・695メートル  
 のところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・760メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・790メートル  
 のところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度・785メートル  
 のところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度30分・820メ  
 ートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・820メートル  
 のところ  
 キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ336度30分・790メ  
 ートルのところ  
 ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度15分・720メ  
 ートルのところ



- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第736号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)  
 ア 基点1と天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ344度30分・50メートルのところ  
 イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・20メートルのところ  
 ウ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ283度15分・10メートルのところ  
 エ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ309度・390メートルのところ  
 オ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度50分・390メートルのところ  
 カ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ303度・95メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第737号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台  
 基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・115メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ327度・125メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度45分・70メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度15分・30メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第738号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台  
 基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度・320メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・310メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・180メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ307度15分・200メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第739号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度15分・967メートルのところ
- イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度・922メートルのところ
- ウ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・892メートルのところ
- エ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・937メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第740号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ39度15分・1,400メートルのところ
- イ 基点1と梶木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ40度20分・1,380メートルのところ
- ウ 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ35度50分・1,277メートルのところ
- エ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・1,102メートルのところ
- オ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ30度20分・1,120メートルのところ
- カ 基点1と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ34度40分・1,300メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

漁場計画番号 天区第741号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第378号(天草市河浦町女岳外漁港西防波堤南側基部)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・70メートルのところ
- イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ46度・270メートルのところ
- ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・270メートルのところ
- エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ63度・70メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第742号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第380号(天草市河浦町宮野河内女岳棚水南東端)
- ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ6度45分・25メートルのところ

- イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ34度2分45分・35メートルのところ
- ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・225メートルのところ
- エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・225メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第743号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分26.2秒
    - イ 北緯32度18分9.1秒、東経130度9分25.9秒
    - ウ 北緯32度18分7.8秒、東経130度9分30.4秒
    - エ 北緯32度18分8.8秒、東経130度9分30.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第744号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年4月30日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 北緯32度18分8.3秒、東経130度9分5.6秒
    - イ 北緯32度18分7.4秒、東経130度9分6.4秒
    - ウ 北緯32度18分9.2秒、東経130度9分9.4秒
    - エ 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分8.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第745号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端)
    - ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・840メートルのところ
    - イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ16度・870メートルのところ
    - ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・790メートルのところ
    - エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・750メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市新和町
- 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第746号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
  - (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第194号(天草市新和町宮地二本木丸瀬鼻南端)  
 ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ351  
 イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ318度・20メート  
 ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ291度・650メー  
 エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ292度30分・65  
 0メートルの  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第747号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第3  
 78号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ  
 22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)  
 ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ55度  
 ・590メートルの  
 イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・35メ  
 ートルの  
 ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・50メ  
 ートルの  
 エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・590メート  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第748号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第3  
 78号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ  
 22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ)  
 ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度  
 ・405メートルの  
 イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・405メー  
 トルの  
 ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度30分・10  
 0メートルの  
 エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・10  
 0メートルの  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第749号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から右へ355度の線が立の

鼻陸岸と交わるところ  
 基点2号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台と熊本県漁場基点天第3  
 22度10分・1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・630メー  
 アトルのところ  
 イルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・735メート  
 ウー基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・1,100メ  
 エー基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・1,105メ  
 オールの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・750メート  
 カトルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度30分・655メー

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第750号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤突端

ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度  
30分・400メートルのところ

イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・395メー  
トルのところ

ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度・220メー  
トルのところ

エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度・235メー  
トルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第751号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤北東端

ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ235  
度20分・383メートルのところ

イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ232度49分・40  
1メートルのところ

ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ254度59分・62  
4メートルのところ

エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ257度5分・617  
メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第752号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

(2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 基点2 から天草市新和町立の鼻南端を見通した線が上立の鼻と交わる場所  
 基点2 熊本県外漁港が天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ  
 78号(女岳)の線が天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度  
 22度10分・395メートルの鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・370メー  
 ア 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・395メー  
 30分・395メートルの鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415  
 イ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415  
 ウ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415  
 エ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第753号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 ア 北緯32度19分32.3秒、東経130度11分59.1秒  
 イ 北緯32度19分29.7秒、東経130度12分15.6秒  
 ウ 北緯32度19分28.9秒、東経130度12分15.5秒  
 エ 北緯32度19分31.3秒、東経130度12分0.5秒  
 オ 北緯32度19分30.1秒、東経130度12分0.4秒  
 カ 北緯32度19分30.3秒、東経130度11分58.9秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第754号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分50.9秒、東経130度10分14.1秒  
 イ 北緯32度18分50.0秒、東経130度10分13.0秒  
 ウ 北緯32度18分47.7秒、東経130度10分15.7秒  
 エ 北緯32度18分48.7秒、東経130度10分16.8秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第755号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分47.4秒、東経130度10分16.9秒  
 イ 北緯32度18分47.2秒、東経130度10分15.7秒  
 ウ 北緯32度18分41.0秒、東経130度10分16.8秒  
 エ 北緯32度18分41.1秒、東経130度10分18.0秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第756号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度19分57.8秒、東経130度12分12.5秒  
 イ 北緯32度19分46.2秒、東経130度12分10.6秒  
 ウ 北緯32度19分37.9秒、東経130度12分6.2秒  
 エ 北緯32度19分37.5秒、東経130度12分7.4秒  
 オ 北緯32度19分45.9秒、東経130度12分12.0秒  
 カ 北緯32度19分46.3秒、東経130度12分12.1秒  
 キ 北緯32度19分46.2秒、東経130度12分13.6秒  
 ク 北緯32度19分55.8秒、東経130度12分15.1秒  
 ケ 北緯32度19分56.0秒、東経130度12分13.6秒  
 コ 北緯32度19分57.6秒、東経130度12分13.8秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第757号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)から天草市新和町惣津島東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わるところ  
 ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・705メートルのところ  
 イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ327度・730メートルのところ  
 ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・740メートルのところ  
 エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・1,020メートルのところ  
 オ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ352度・1,000メートルのところ  
 カ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・710メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第758号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 基点2と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点2を基点として右へ43度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ  
 基点2 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・130メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・110メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度30分・340メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度・350メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第759号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
 ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ88度・  
 40メートルのところ  
 イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ34度・90メートル  
 のところ  
 ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ41度30分・110  
 メートルのところ  
 エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・60メートル  
 のところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第760号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
 ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・  
 120メートルのところ  
 イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ43度・210メート  
 ルのところ  
 ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ48度・210メート  
 ルのところ  
 エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・120  
 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第761号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線に  
 よって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
 ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を  
 基点として右へ54度30分・125メートルのところ  
 イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ66度・120メートルのところ  
 ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ281度30分・45メートルのところ  
 エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ311度30分・90メートルのところ  
 オ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ348度・150メートルのところ  
 カ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ346度・360メートルのところ  
 キ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ349度30分・360メートルのところ  
 ク 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ356度・150メートルのところ  
 ケ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ326度30分・70メートルのところ  
 コ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右  
 へ315度30分・45メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第762号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先



- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度3  
 0分・3, 110メートルのところ  
 イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・3, 090メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・3, 500メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・3, 51  
 0メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第763号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端)  
 ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点と  
 して右へ353度・1, 635メートルのところ  
 イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ35  
 4度・1, 630メートルのところ  
 ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 6度・1, 240メートルのところ  
 エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ34  
 4度30分・1, 250メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第764号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度  
 ・1, 295メートルのところ  
 イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ344度・1, 285メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ336度・1, 625メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ337度・1, 635メー  
 トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第765号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)  
 ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度  
 15分・1, 275メートルのところ  
 イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1, 29  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 21

- 5メートルのところ  
 エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1, 20  
 0メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第766号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端)  
 ア 基点1から真方位272度33分・880メートルのところ  
 イ 基点1から真方位270度33分・890メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位273度19分・1, 017メートルのところ  
 エ 基点1から真方位269度・1, 175メートルのところ  
 オ 基点1から真方位270度15分・1, 190メートルのところ  
 カ 基点1から真方位275度20分・1, 017メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第767号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第403号(天草市新和町大多尾字中ノ尾4036番地七辺鼻北東端)  
 ア 基点1と天草市新和町横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・480メートルのところ  
 イ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・415メートルのところ  
 ウ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・400メートルのところ  
 エ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点として右へ319度45分・475メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第768号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)  
 ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・790メートルのところ  
 イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・770メートルのところ  
 ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ40度30分・875メートルのところ  
 エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・890メートルのところ  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第769号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度22分50.9秒、東経130度13分1.9秒  
 イ 北緯32度22分47.2秒、東経130度13分2.5秒  
 ウ 北緯32度22分47.5秒、東経130度13分5.6秒  
 エ 北緯32度22分51.2秒、東経130度13分5.0秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第770号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾樫浦北西端)  
 ア 基点1と天草市楠浦町赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ  
 イ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ325度・70メートルのところ  
 ウ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・170メートルのところ  
 エ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ338度50分・180メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第771号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第355号(天草市楠浦町五色島北西端)  
 基点2 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・2,674メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として右へ109度・1,322メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第772号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度23分30.0秒、東経130度13分7.5秒  
 イ 北緯32度23分28.6秒、東経130度13分4.1秒  
 ウ 北緯32度23分25.7秒、東経130度13分5.7秒  
 エ 北緯32度23分25.9秒、東経130度13分6.4秒  
 オ 北緯32度23分28.3秒、東経130度13分5.1秒  
 カ 北緯32度23分29.4秒、東経130度13分7.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第773号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度23分46.6秒、東経130度12分32.0秒  
 イ 北緯32度23分46.2秒、東経130度12分31.7秒

- ウ エ 北緯 32 度 23 分 43.5 秒、東経 130 度 12 分 36.4 秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市新和町

漁場計画番号 天区第 774 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 23 分 31.6 秒、東経 130 度 23 分 57.4 秒  
 イ 北緯 32 度 23 分 31.4 秒、東経 130 度 23 分 57.6 秒  
 ウ 北緯 32 度 23 分 33.3 秒、東経 130 度 23 分 58.7 秒  
 エ 北緯 32 度 23 分 33.4 秒、東経 130 度 23 分 58.4 秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第 775 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 4 月 30 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町高戸地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線に  
 よって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 23 分 20.5 秒、東経 130 度 23 分 54.8 秒  
 イ 北緯 32 度 23 分 20.3 秒、東経 130 度 23 分 55.2 秒  
 ウ 北緯 32 度 23 分 21.6 秒、東経 130 度 23 分 56.2 秒  
 エ 北緯 32 度 23 分 23.2 秒、東経 130 度 23 分 56.9 秒  
 オ 北緯 32 度 23 分 24.0 秒、東経 130 度 23 分 56.9 秒  
 カ 北緯 32 度 23 分 25.2 秒、東経 130 度 23 分 56.0 秒  
 キ 北緯 32 度 23 分 24.8 秒、東経 130 度 23 分 55.6 秒  
 ク 北緯 32 度 23 分 23.8 秒、東経 130 度 23 分 56.5 秒  
 ケ 北緯 32 度 23 分 23.2 秒、東経 130 度 23 分 56.5 秒  
 コ 北緯 32 度 23 分 21.7 秒、東経 130 度 23 分 55.7 秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)  
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。

漁場計画番号 天区第 776 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 20 分 19.5 秒、東経 130 度 17 分 25.3 秒  
 イ 北緯 32 度 20 分 19.3 秒、東経 130 度 17 分 25.5 秒  
 ウ 北緯 32 度 20 分 18.5 秒、東経 130 度 17 分 24.5 秒  
 エ 北緯 32 度 20 分 18.7 秒、東経 130 度 17 分 24.3 秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

漁場計画番号 天区第 777 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 8 月 20 日から翌年 5 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 19 分 14.9 秒、東経 130 度 18 分 4.5 秒  
 イ 北緯 32 度 19 分 16.7 秒、東経 130 度 18 分 2.3 秒  
 ウ 北緯 32 度 19 分 16.5 秒、東経 130 度 18 分 2.1 秒  
 エ 北緯 32 度 19 分 14.7 秒、東経 130 度 18 分 4.3 秒  
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

- 漁場計画番号 天区第778号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度20分18.8秒、東経130度17分24.2秒
- イ 北緯32度20分20.6秒、東経130度17分26.4秒
- ウ 北緯32度20分20.5秒、東経130度17分26.5秒
- エ 北緯32度20分18.7秒、東経130度17分24.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

- 漁場計画番号 天区第801号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第64号(上天草市松島町船人島北端)
- ア 基点1から真方位240度32分・239メートルのところ
- イ 基点1から真方位222度5分・215メートルのところ
- ウ 基点1から真方位220度13分・315メートルのところ
- エ 基点1から真方位232度57分・330メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市松島町阿村
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第802号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度31分29.2秒、東経130度24分58.8秒
- イ 北緯32度31分27.2秒、東経130度25分0.5秒
- ウ 北緯32度31分22.5秒、東経130度24分53.2秒
- エ 北緯32度31分24.5秒、東経130度24分51.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第803号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第75号(上天草市松島町仏島北端と兄弟島頂点を見通した線から仏島北端を基点として右へ128度30分の線が陸岸と交わる場所(永浦島赤禿島南端))
- ア 基点1から真方位245度38分・201メートルのところ
- イ 基点1から真方位226度54分・220メートルのところ
- ウ 基点1から真方位238度56分・411メートルのところ
- エ 基点1から真方位249度3分・400メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市松島町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第804号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度32分54.8秒、東経130度6分46.3秒

- イ 北緯 32 度 32 分 51.1 秒、東経 130 度 6 分 46.6 秒  
 ウ 北緯 32 度 32 分 50.6 秒、東経 130 度 6 分 42.0 秒  
 エ 北緯 32 度 32 分 54.9 秒、東経 130 度 6 分 41.7 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市五和町  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 805 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 140 号 (天草市河浦町崎津神島北端)  
 ア 基点 1 と天草市河浦町鬼塚鼻東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 208 度・325 メートルのところ  
 イ 基点 1 と鬼塚鼻東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 224 度 30 分・270 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と鬼塚鼻東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 200 度・150 メートルのところ  
 エ 基点 1 と鬼塚鼻東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 184 度・235 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 806 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 142 号 (天草市河浦町崎津名越鼻北端)  
 ア 基点 1 と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 323 度・560 メートルのところ  
 イ 基点 1 と神島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 329 度・460 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と神島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 314 度・410 メートルのところ  
 エ 基点 1 と神島西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度・530 メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 807 号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市二浦町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯 32 度 17 分 5.4 秒、東経 130 度 1 分 50.7 秒  
 イ 北緯 32 度 17 分 5.4 秒、東経 130 度 1 分 51.7 秒  
 ウ 北緯 32 度 17 分 0.5 秒、東経 130 度 1 分 52.0 秒  
 エ 北緯 32 度 17 分 0.5 秒、東経 130 度 1 分 50.4 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦  
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第808号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市下浦町地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端)
    - ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ284度30分・1,020メートルのところ
    - イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ287度15分・1,125メートルのところ
    - ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ300度30分・1,040メートルのところ
    - エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ299度15分・925メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市楠浦町及び下浦町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第809号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市倉岳町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第810号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・765メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分・740メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市倉岳町
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第811号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
ア 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度50分・1,002メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・804メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市倉岳町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第812号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市御所浦町牧島地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端)  
ア 基点1から真方位300度45分・217メートルのところ  
イ 基点1から真方位273度・155メートルのところ  
ウ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ  
エ 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第821号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端)  
ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ  
イ 基点1から真方位340度23分・890メートルのところ  
ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ  
エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第822号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端)  
ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ  
イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・270メートルのところ



- ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・305  
 エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・240
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第823号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）  
 ア 基点1から真方位299度50分・120メートルのところ  
 イ 基点1から真方位270度50分・170メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位281度42分・218メートルのところ  
 エ 基点1から真方位306度53分・186メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市大矢野町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第824号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第133号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）  
 ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ50度  
 30分・800メートルのところ  
 イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ37度15分・860メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・955メ  
 ートルのところ  
 エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・900メ  
 ートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草郡苓北町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第825号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第133号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）  
 ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度  
 30分・700メートルのところ  
 イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・83  
 0メートルのところ  
 ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ44度45分・80  
 0メートルのところ  
 エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・660メー  
 トルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草郡苓北町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第826号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ26度  
・760メートルのところ  
イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・88  
0メートルのところ  
ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・83  
0メートルのところ  
エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・70  
0メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草郡苓北町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第827号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町大江軍ヶ浦矢寄鼻東端)  
ア 基点1から真方位28度45分・268メートルのところ  
イ 基点1から真方位54度17分・278メートルのところ  
ウ 基点1から真方位140度10分・105メートルのところ  
エ 基点1から真方位15度53分・116メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市天草町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第828号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)  
ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ328  
度30分・488メートルのところ  
イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・528メ  
ートルのところ  
ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メ  
ートルのところ  
エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・477メ  
ートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

漁場計画番号 天区第829号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)  
ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ332

- 度 30 分・445メートルのところ
- イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ
- ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・520メートルのところ
- エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・435メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第830号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度11分・323メートルのところ
- イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・352メートルのところ
- ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ10度47分・301メートルのところ
- エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度32分・266メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第831号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端)
- ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・285メートルのところ
- イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ335度・320メートルのところ
- ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・315メートルのところ
- エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・275メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第832号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分36.6秒、東経130度2分38.6秒
- イ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分39.6秒
- ウ 北緯32度18分35.6秒、東経130度2分39.3秒
- エ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分38.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第833号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市魚貫町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第154号 (天草市魚貫町里浦須崎鼻北西端)

ア 基点1から真方位254度44分・40メートルのところ

イ 基点1から真方位205度44分・70メートルのところ

ウ 基点1から真方位209度14分・130メートルのところ

エ 基点1から真方位246度44分・215メートルのところ

オ 基点1から真方位309度44分・100メートルのところ

カ 基点1から真方位20度50分・160メートルのところ

キ 基点1から真方位58度50分・115メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市魚貫町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第834号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市久玉町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第170号 (天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端)

ア 基点1と天草市久玉町山の浦黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ28度30分・345メートルのところ

イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ291度・255メートルのところ

ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ272度30分・225メートルのところ

エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ268度45分・325メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市久玉町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第835号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第198号 (天草市新和町小島南西端)

ア 基点1と天草市新和町横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・530メートルのところ

イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665メートルのところ

ウ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ28度45分・625メートルのところ

エ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・480メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第836号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)
- ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ89度・250メートルのところ
- イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ66度・305メートルのところ
- ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度1分・186メートルのところ
- エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度14分・63メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市新和町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第837号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度22分43.7秒、東経130度25分57.4秒
- イ 北緯32度22分36.4秒、東経130度25分52.3秒
- ウ 北緯32度22分31.9秒、東経130度26分1.2秒
- エ 北緯32度22分39.2秒、東経130度26分6.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町樋島
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

- 漁場計画番号 天区第841号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1から真方位297度50分・220メートルのところ
- イ 基点1から真方位282度50分・229メートルのところ
- ウ 基点1から真方位290度50分・335メートルのところ
- エ 基点1から真方位300度50分・320メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第842号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市深海町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度14分59.5秒、東経130度5分45.8秒
- イ 北緯32度14分58.3秒、東経130度5分45.4秒
- ウ 北緯32度14分57.8秒、東経130度5分48.4秒
- エ 北緯32度14分59.4秒、東経130度5分48.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市深海町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第843号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・802メートルのところ  
イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・1,003メートルのところ  
ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ  
エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市倉岳町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第851号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))  
ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ225度30分・120メートルのところ  
イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ204度・350メートルのところ  
ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ224度15分・465メートルのところ  
エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ247度30分・260メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第852号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大維橋橋脚台北側角基部))  
ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・345メートルのところ  
イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ282度30分・355メートルのところ  
ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ286度45分・670メートルのところ  
エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・670メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第853号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度32分50.5秒、東経130度24分27.5秒  
 イ 北緯32度32分51.5秒、東経130度24分32.1秒  
 ウ 北緯32度32分49.3秒、東経130度24分32.7秒  
 エ 北緯32度32分48.4秒、東経130度24分28秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町及び天草市有明町楠甫  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第854号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分14.7秒、東経130度23分39.2秒  
 イ 北緯32度31分16.1秒、東経130度23分40.4秒  
 ウ 北緯32度31分15.3秒、東経130度23分41.6秒  
 エ 北緯32度31分14.0秒、東経130度23分40.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 上天草市松島町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第855号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒  
 イ 北緯32度31分41.3秒、東経130度22分34秒  
 ウ 北緯32度31分39.2秒、東経130度22分41.1秒  
 エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市有明町大浦  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第856号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒  
 イ 北緯32度31分52.0秒、東経130度22分39.8秒  
 ウ 北緯32度31分49.6秒、東経130度22分46.2秒  
 エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市有明町大浦  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第857号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分20.0秒、東経130度22分37.8秒  
 イ 北緯32度31分19.9秒、東経130度22分39.6秒

ウ エ 北緯 32 度 31 分 15. 5 秒、東経 130 度 22 分 38. 3 秒  
2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市有明町大浦  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 858 号  
1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 31 分 16. 9 秒、東経 130 度 22 分 11. 7 秒  
イ 北緯 32 度 31 分 16. 8 秒、東経 130 度 22 分 13. 9 秒  
ウ 北緯 32 度 31 分 13. 7 秒、東経 130 度 22 分 12. 5 秒  
エ 北緯 32 度 31 分 13. 8 秒、東経 130 度 22 分 10. 6 秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草市有明町大浦  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 859 号  
1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 133 号 (天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点 1 から真方位 11 度・885 メートルのところ  
イ 基点 1 から真方位 10 度 45 分・785 メートルのところ  
ウ 基点 1 から真方位 3 度 30 分・800 メートルのところ  
エ 基点 1 から真方位 4 度 45 分・900 メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草郡苓北町  
4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第 860 号  
1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 133 号 (天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点 1 から真方位 33 度 6 分・590 メートルのところ  
イ 基点 1 から真方位 34 度 2 分 45 分・710 メートルのところ  
ウ 基点 1 から真方位 35 度 3 分 45 分・650 メートルのところ  
エ 基点 1 から真方位 34 度 9 分・520 メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
3 関係地区 天草郡苓北町  
4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第 861 号  
1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点 1 熊本県漁場基点天第 133 号 (天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端)  
ア 基点 1 から真方位 33 度 1 分 30 分・1, 070 メートルのところ



- イ 基点1から真方位342度15分・905メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位336度・790メートルのところ  
 エ 基点1から真方位325度15分・975メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草郡苓北町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第862号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分21.4秒、東経130度2分39.4秒  
 イ 北緯32度31分16.6秒、東経130度2分38.2秒  
 ウ 北緯32度31分15.7秒、東経130度2分42.8秒  
 エ 北緯32度31分20.6秒、東経130度2分44秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草郡苓北町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第863号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分23.5秒  
 イ 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分27.0秒  
 ウ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分27.0秒  
 エ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分23.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草郡苓北町  
 4 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 天区第864号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度18分24.0秒、東経130度0分15.6秒  
 イ 北緯32度18分23.8秒、東経130度0分15.9秒  
 ウ 北緯32度18分21.0秒、東経130度0分13.8秒  
 エ 北緯32度18分21.2秒、東経130度0分13.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 3 関係地区 天草市天草町  
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第865号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端)  
 ア 基点1から真方位343度9分・1, 639メートルのところ  
 イ 基点1から真方位349度13分・1, 640メートルのところ  
 ウ 基点1から真方位351度26分・1, 363メートルのところ  
 エ 基点1から真方位343度30分・1, 331メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第866号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第365号(天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端)

ア 基点1から真方位80度・541メートルのところ

イ 基点1から真方位83度50分・633メートルのところ

ウ 基点1から真方位91度27分・677メートルのところ

エ 基点1から真方位95度・618メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第871号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あわび・うに養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市五和町二江地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 天草市五和町二江漁港須ノ脇地区西側防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ1

39メートルのところ

ア 基点1と天草市五和町通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ14度

30分・836メートルのところ

イ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・93

0メートルのところ

ウ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・64

5メートルのところ

エ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ29度15分・49

5メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市五和町

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第881号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・とさか・みりん・もづく養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市深海町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度15分28.0秒、東経130度6分37.0秒

イ 北緯32度15分26.0秒、東経130度6分40.9秒

ウ 北緯32度15分12.1秒、東経130度6分30.4秒

エ 北緯32度15分13.8秒、東経130度6分27.3秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市深海町

4 条件

漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

天草不知火海区における  
漁場計画（免許の内容等）

～不知火～

漁場計画番号 火共第1号  
1 免許の内容及び漁業の種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しやく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚羽瀬漁業、雑魚江羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	しらうお江張網漁業	12月1日から 翌年3月31日まで
	かに網漁業	5月1日から 10月31日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業、雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇城市及び八代郡氷川町並びに八代市地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線並びにシとス及び基点7とセを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ノ、ハ、ヒ、フ及びヘを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ホ、マ、ミ、ム、メ及びモを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ヤ、キ、ユ、エ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H及びIを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点火第37号（八代郡氷川大橋下から氷川右岸を堤防沿いに550メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱）
- 基点2 熊本県漁場基点火第7号（宇城市三角町戸馳島灯台）
- 基点3 熊本県漁場基点火第5号（宇城市三角町戸馳島大崎の鼻）
- 基点4 熊本県漁場基点火第41号（上天草市大矢野町大潟塔ノ崎東端）
- 基点5 熊本県漁場基点火第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）
- 基点6 熊本県漁場基点火第1号（上天草市大矢野町三角灯台）
- 基点7 熊本県漁場基点火第31号（八代郡氷川大橋下から氷川右岸を堤防沿いに550メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱）
- 基点8 熊本県漁場基点火第25号（宇城市不知火町通称「二本松」）
- 基点9 熊本県漁場基点火第3号（宇城市三角町兜島山頂標柱）
- 基点10 熊本県漁場基点火第9号（宇城市三角町黒崎の鼻）
- 基点11 宇城市三角町戸馳野崎三角点
- 基点12 熊本県漁場基点火第4号（上天草市大矢野町登立本村橋北側基幹部）
- ア 基点1から宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線がイとタを結んだ線と交わるところ
- イ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線がソから上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わるところ
- ウ ソから維和島南端を見通した線と宇城市三角町舟津と三角町大岳の境界から八代市大島南端を見通した線と交わるところ
- エ オと大島南端を結んだ線の中央点
- オ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ2度32分・63メートルのところ
- カ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ65度32分・181メートルのところ
- キ 基点3と宇城市三角町寺島灯標を見通した線から基点3を基点として右へ29度39分・181メートルのところ
- ク 基点4と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ63度29分・720メートルのところ
- ケ 基点5と寺島灯標を見通した線から基点5を基点として右へ106度21分・181メートルのところ
- コ 基点6から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

サ 基点6か三山岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるところ  
 シ 宇城 市不 知 火 町 大 野 川 溜 右 岸 河 川 堤 防 と 海 岸 堤 防 と の 境 界  
 セ 八 市 郡 橋 御 船 下 表 示 され 川 右 岸 を 堤 防 本 線 沿 左 岸 に 4 9 0 メ ー ト ル 遡 っ た 堤 防 上 に 設 置 さ れ  
 た 「 海 面 基 点 」 と 上 益 城 郡 の と こ ろ 山 頂 を 見 通 し た 線 ( 熊 本 県 漁 場 基 点 火 第 3 1 号 の 2 )  
 ソ ・ 基 点 8 と 宇 城 市 三 角 町 戸 馳 島 若 宮 神 社 を 見 通 し た 線 上 、 基 点 1 か ら 3 , 4 0 0 メ ー  
 タ 基 点 1 か ら 宇 城 市 三 角 町 戸 馳 島 若 宮 神 社 を 見 通 し た 線 上 、 基 点 1 か ら 3 , 4 0 0 メ ー  
 ト ル の と こ ろ  
 チ 基 点 1 0 と 宇 城 市 三 角 町 戸 馳 島 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て  
 右 へ 基 点 2 5 度 3 0 分 ・ 9 8 5 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ツ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 1 6 度 3 0 分 ・  
 9 4 5 メ ー ト ル の と こ ろ  
 テ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 3 度 3 0 分 ・  
 5 0 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ト 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 4 0 度 3 0 分 ・  
 5 4 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ナ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 5 1 度 の 線 が 干  
 拓 堤 防 と 交 わ る と こ ろ  
 ニ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 1 度 1 5 分 ・  
 4 5 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ヌ ・ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 7 4 度 1 5 分  
 ・ 1 7 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ネ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 2 3 度 の 線 が  
 陸 岸 と 交 わ る と こ ろ  
 ノ 田 井 之 浦 北 端  
 ハ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 1 7 度 3 0 分 ・  
 5 5 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ヒ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 8 7 度 ・ 2 3  
 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 フ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 9 5 度 ・ 3 4  
 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ヘ 基 点 1 0 と 田 井 之 浦 北 端 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 0 を 基 点 と し て 右 へ 2 8 9 度 の 線 が  
 陸 岸 と 交 わ る と こ ろ  
 ホ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 1 7 度 2 0 分 の 線  
 が 陸 岸 と 交 わ る と こ ろ  
 マ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 1 8 度 2 5 分 ・ 6  
 4 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ミ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 2 2 度 1 0 分 ・ 5  
 8 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ム 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 9 度 1 5 分 ・ 6  
 0 8 メ ー ト ル の と こ ろ  
 メ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 4 4 度 ・ 6 8 3 メ  
 ー ト ル の と こ ろ  
 モ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 4 度 5 0 分 の 線  
 が 陸 岸 と 交 わ る と こ ろ  
 ヤ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 0 3 度 3 0 分 の  
 線 が 陸 岸 と 交 わ る と こ ろ  
 卍 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 0 2 度 3 0 分 ・  
 1 7 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ュ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 0 3 度 3 0 分 ・  
 9 7 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 エ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 1 2 度 ・ 8 2 0  
 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ヨ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 1 6 度 ・ 8 8 0  
 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ラ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 1 9 度 ・ 8 6 0  
 メ ー ト ル の と こ ろ  
 リ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 1 8 度 ・ 8 0 5  
 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ル 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 2 7 度 3 0 分 ・  
 7 8 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 レ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 3 0 度 3 0 分 ・  
 8 1 0 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ロ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 4 0 度 ・ 8 1 0  
 メ ー ト ル の と こ ろ  
 ワ 基 点 1 1 と 三 角 岳 山 頂 を 見 通 し た 線 か ら 基 点 1 1 を 基 点 と し て 右 へ 3 4 0 度 の 線 が 陸

- 岸と交わるところ
- A 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ95度の線が陸岸と交わるところ
- B 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度30分・680メートルのところ
- C 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度30分・678メートルのところ
- D 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度45分・680メートルのところ
- E 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度15分・708メートルのところ
- F 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ100度30分・74メートルのところ
- G 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度30分・742メートルのところ
- H 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度・758メートルのところ
- I 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ102度15分・764メートルのところ
- 2 関係地区 宇城市三角町、不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市松橋町及び小川町、八代郡氷川町、八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町
- 3 条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、ひじき漁業、あかがい漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、あかにし漁業、たこ漁業、あなじやこ(しゃく)漁業、たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
		10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚刺網漁業	11月1日から 5月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 11月30日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線並びに基点3とキ、基点4とク及び基点5とケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点7、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチを順次に結んだ線並びにツとテを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、フ、ヒ、ホ、マ、ミ、ム、メ、ヤ、ヨ及び基点8を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ラ、リ、ル及びレを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ロ、ワ、A及びBを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、C、D、E、F、G、H、I及びJを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにP、K、L、M、N及びOを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点火第49号 (八代市水島町と八代市日奈久新開町との境界)  
 基点3 熊本県漁場の基点火第46号 (八代市植柳下町球磨川本流 (旧南川) 左岸における  
 海面と熊本県漁場の基点火第45号 (八代市三江湖町葭牟田竜神社の球磨川対岸に設置し  
 した標柱)  
 基点5 熊本県漁場基点火第44号 (八代市古城町1985番地先に設置した標柱)  
 基点6 熊本県漁場基点火第41号 (八代市加賀島北端 (熊本県漁場基点火第42号) と  
 八代港内港南側を漁場基点火の旧運河右へ279度45分の線が八代港外港岸壁と交わるところ)  
 基点7 熊本県漁場基点火の旧運河右へ279度45分の線が八代港外港岸壁と交わるところ)  
 基点8 熊本県漁場基点火の旧運河右へ279度45分の線が八代港外港岸壁と交わるところ)  
 基点9 熊本県漁場基点火の旧運河右へ279度45分の線が八代港外港岸壁と交わるところ)  
 ア 基点1 熊本県漁場基点火の旧運河右へ279度45分の線が八代港外港岸壁と交わるところ)  
 ト 八代市弁天島山頂と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から弁天島山頂を基点とし  
 イ 八代市中島西端と三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線から中島西端を基点として右へ309度1  
 ウ 八代市黒島西端と三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線から黒島西端を基点として  
 エ 八代市柴島山頂と三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 オ 柴島山頂と三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 カ 基点2 八代市三江湖町葭牟田竜神社東石垣角  
 キ 基点3 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ク 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ケ 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 コ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 サ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 シ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ス 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 セ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ソ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 タ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 チ 基点7 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ツ 大島東港北側防波堤北東端  
 テ 大島東港北側防波堤北東端  
 ト 大島東港北側防波堤北東端  
 ナ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ニ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ヌ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ネ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ノ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ハ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ヒ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 フ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ヘ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ホ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 マ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ミ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 ム 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦  
 メ 基点6 八代市本町三上草市龍ヶ岳山頂を見通した線とカから葦北郡芦北町田浦

0 25メートルのところ  
 モ 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ170度・1,980  
 ヤ メートルのところ  
 ヨ ヨと基点8を見通した線から基点8を基点として右へ224度・1,184メートルの  
 ヨ 基点8と八代市加賀島山頂を見通した線から基点8を基点として右へ331度・85  
 0 基点9から農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ15.2メートルのところ  
 ラ ルとレを見通した線からレを基点として右へ90度・49メートルのところ  
 レ ラから農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ61メートルのところ  
 ロ 農林水産省所管干拓堤防(金剛平和町外堤)1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿っ  
 て東北へ61.1メートルのところ  
 ワ ロと農林水産省所管干拓堤防を見通した線からロを基点として右へ270度・70メ  
 ー トルのところ  
 A Bと農林水産省所管干拓堤防を見通した線からBを基点として右へ90度・70メー  
 トルのところ  
 B 農林水産省所管干拓堤防1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿って北西へ49メー  
 ルのところ  
 C 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1,474メートルのところ  
 D Cと大島堤防角を見通した線からCを基点として右へ67度・5.7メートルの  
 ろ  
 E DとCを見通した線からDを基点として右へ198度・13.2メートルのところ  
 F EとDを見通した線からEを基点として右へ185度・2.2メートルのところ  
 G FとEを見通した線からFを基点として右へ270度・41.9メートルのところ  
 H GとFを見通した線からGを基点として右へ270度・2.2メートルのところ  
 I HとGを見通した線からHを基点として右へ185度・13.2メートルのところ  
 J 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1,508.6メートルのところ  
 K 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ32度30分・1,  
 467メートルのところ  
 L Kとトを見通した線からKを基点として右へ180度・426メートルのところ  
 M LとKを見通した線からLを基点として右へ270度・140メートルのところ  
 N MとLを見通した線からMを基点として右へ90度・112メートルのところ  
 O NとMを見通した線からNを基点として右へ270度の線が最大高潮時海岸線と交わ  
 るところ  
 P 基点6から三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ49度20分・1,  
 342メートルのところ

2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧  
 泉村及び旧坂本村を除く)

3 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、とこぶし漁業、あかにし漁業、あかがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで



	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚建干網（江切網）漁業、雑魚磯建網漁業、かに網漁業、ぼらかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	しらうお四ツ手網漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業、ぼら飼付漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 八代市日奈久及び二見、葦北郡芦北町及び津奈木町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点4を順次に結んだ線並びにケとコ及びサとシを結んだ線と、最大高潮時海岸線と見通した線上、基点1から909メートルのところ、ア山頂を見通した線と、ウルのところ、エオカメキクケコサシセソタチツトナニヌネノ
- 基点1 熊本市漁場基点火第49号（八代市水島町との境界（さいづつの鼻））
- 基点2 熊本市漁場基点火第52号（八代市葦北郡津奈木町沖の島西端）
- 基点3 熊本市漁場基点火第60号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）
- 基点4 熊本市漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町御番所鼻）
- 基点5 熊本市漁場基点火第88号（葦北郡芦北町御番所鼻）
- 基点6 熊本市漁場基点火第51号（八代市日奈久下西町堤防南角）
- ア 基点1から八代市船瀬頂点を見通した線上、基点1から909メートルのところ
- イ 基点1から上天草市龍ヶ岳町と雨竜岬端を見通した線上、基点2から2,727メートルのところ
- ウ 柴島北西端
- エ 葦北郡芦北町白神瀬北西端
- オ 葦北郡芦北町白神瀬頂点を見通した線から基点3を基点として右へ235度6分・545メートルのところ
- カ 基点3と水俣市西湯之見岬を見通した線から基点4を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ
- キ 基点4から西湯之見岬を見通した線上、基点4から800メートルのところ
- ク 葦北郡芦北町湯浦川右岸平生橋下流端
- ケ 葦北郡芦北町平生橋下流端
- コ 葦北郡芦北町佐敷川肥薩おれんじ鉄道鉄橋南端（下流側）
- サ 佐敷川肥薩おれんじ鉄道鉄橋北端（下流側）
- シ 基点5と葦北郡芦北町唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ2度15分・70メートルのところ
- セ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ304度30分・65メートルのところ
- ソ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度20分・26メートルのところ
- タ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ338度15分・265メートルのところ
- チ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ290度・104メートルのところ
- ツ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ243度40分・175メートルのところ
- ト 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ265度・260メートルのところ
- ナ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ309度30分・330メートルのところ
- ニ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度30分・385メートルのところ
- ヌ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ323度30分・36メートルのところ
- ネ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ325度30分・355メートルのところ
- ノ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ330度・305メートルのところ
- 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ322度20分・2

75メートルのところ  
 ハートルのところ  
 ヒ基点6と八代市日奈久馬越町鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ1  
 度41分の線が最大高潮時海岸線と交わる  
 フ基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ112度45分・33  
 4メートルのところ  
 へ基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ164度21分の線が  
 最大高潮時海岸線と交わる  
 ホ葦北郡芦北町大字計石の標高264.83メートルの三角点（北緯32度18分53  
 秒966、東経130度29分1秒772）から197度25分・3,095メートル  
 のところ  
 マホから162度27分20秒・796.45メートルのところ

2 関係地区 八代市日奈久大坪町、日奈久栄町、日奈久塩北町、日奈久塩南町、日奈久下西  
 町、日奈久新開町、日奈久新田町、日奈久竹之内町、日奈久中西町、日奈久中町、日奈久浜  
 町、日奈久東町、日奈久平成町、日奈久馬越町、日奈久山下町、日奈久新町、豊原上町、豊原  
 中町、豊原下町、大福寺町、植柳上町、植柳下町、植柳新町、植柳元町、揚町、敷川内町、高  
 植本町、催合町、二見下大野町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見野田崎町及び水島  
 町、葦北郡芦北町及び津奈木町

3 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおりのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ぎんたかはま漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線並びにカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点3、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）

基点2 熊本県漁場基点火第64号（水俣市境川河口中央点）

基点3 水俣市明神崎堤防南側基部

ア 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬先端）

イ 基点1からアを見通した線上、基点1から800メートルのところ

ウ 基点1とアを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ

エ セからウを見通した線上、セから1,790メートルのところ

オ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分・5,000メートルのところ

カ キと水俣市水俣川左岸幸橋下流側取付基部を見通した線からキを基点として右へ96度56分の線が水俣川左岸と交わる

キ 水俣市日当橋南端

ク 明神崎堤防南側辺上、基点3から82メートルのところ

ケ クと基点3を見通した線からクを基点として右へ90度・50メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ270度・100メートルのところ  
 サ コとケを見通した線からコを基点として右へ110度45分・460メートルのところ  
 シ コからサを見通した線上、サから534メートルのところ  
 ス シとサを見通した線からシを基点として右へ84度30分の線が最大高潮時海岸線と  
 交わるところ  
 セ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分  
 ・3, 300メートルのところ

2 関係地区 水俣市

3 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 葦北郡津奈木町及び水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第61号(葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端)

ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部

イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部

ウ 水俣市湯之児中島頂点

エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点

オ 基点1からカを見通した線上、基点1から800メートルのところ

カ 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)

キ 基点1とカを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ

2 関係地区 葦北郡津奈木町及び水俣市

3 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
------	-------	-------

第1種 共同漁業	あおのり漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼ う（もがい）漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさりて 漁業、しおふき（ばがい）漁業、あげまき漁業、まて がい漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、え むし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点1を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第37号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤  
 防に沿って南西へ181メートルのところ）  
 基点2 熊本県漁場基点火第25号（宇城市不知火町通称「二本松」）  
 ア 基点1から宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3、400メー  
 トルのところ  
 イ 基点1から戸馳島北東端を見通した線と、ウとアを結んだ線とが交わる場所  
 ウ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線が  
 エ から上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わる場所  
 エ 基点2と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ72度15分  
 ・636メートルのところ

2 関係地区 宇城市三角町、宇城市不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市  
 松橋町及び小川町、八代郡氷川町、八代市（旧日奈久町、旧二見村、旧東陽村、旧泉村及び旧  
 坂本村を除く）

漁場計画番号 火共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、わかめ漁業、ひじき漁業 、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さ ざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、ぎんたかはま漁業 、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高  
 潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）  
 ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部  
 イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部  
 ウ 水俣市湯之児中島頂点  
 エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点  
 オ 基点1からカを見通した線上、基点1から800メートルのところ  
 カ 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）  
 キ 基点1とカを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2、090メー  
 トルのところ

2 関係地区 水俣市

漁場計画番号 火区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）

ア 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ

イ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ331度・545メートルのところ

ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・780メートルのところ

エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・735メートルのところ

オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・545メートルのところ

カ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・495メートルのところ

2 関係地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第21号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第119号（宇城市三角町戸馳字犬櫓北端）

基点2 熊本県漁場基点火第6号（宇城市三角町戸馳内潟防波堤突端）

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度15分・55メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度30分・35メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ9度・60メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・145メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ24度45分・225メートルのところ

2 関係地区 宇城市三角町

3 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第101号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）  
(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
(3) 漁場の位置 葦北郡芦北町竹島地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第79号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）

ア 基点1と葦北郡芦北町木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度42分・890メートルのところ

イ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ21度25分・556メートルのところ

ウ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ340度14分・1,219メートルのところ

エ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度34分・1,279メートルのところ

2 関係地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、7,680平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第102号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度17分16.6秒、東経130度27分45.5秒
  - イ 北緯32度17分9.4秒、東経130度27分46.9秒
  - ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分51.8秒
  - エ 北緯32度17分17.4秒、東経130度27分50.1秒

2 関係地区

葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2,911平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第103号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）
  - 基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・40メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・350メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度・290メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・125メートルのところ

2 関係地区

葦北郡津奈木町

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、849平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第104号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 北緯32度17分33.1秒、東経130度27分6.1秒
  - イ 北緯32度17分24.4秒、東経130度27分6.8秒
  - ウ 北緯32度17分27.5秒、東経130度27分35.4秒
  - エ 北緯32度17分19.0秒、東経130度27分39.4秒
  - オ 北緯32度17分20.5秒、東経130度27分41.5秒
  - カ 北緯32度17分29.5秒、東経130度27分39.4秒
  - キ 北緯32度17分36.3秒、東経130度27分24.4秒

2 関係地区

葦北郡津奈木町

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8,548平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第105号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第67号（葦北郡津奈木町合串小島北防波堤突端）  
 ア 基点1と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・70メートルのところ  
 イ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ116度・190メートルのところ  
 ウ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ119度・400メートルのところ  
 エ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ150度・395メートルのところ  
 オ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ165度・170メートルのところ  
 カ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ195度50分・30メートルのところ

2 関係地区 葦北郡津奈木町

- 3 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、5,839平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第106号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第125号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）  
 ア イとウを見通した線からイを基点として右へ270度・200メートルのところ  
 イ 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ79度・865メートルのところ  
 ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度50分・760メートルのところ  
 エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ87度30分・800メートルのところ  
 オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・90メートルのところ  
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ90度・100メートルのところ  
 キ ウからエを見通した線上、ウから175メートルのところ  
 ク アとイを見通した線からアを基点として右へ270度・120メートルのところ

2 関係地区 葦北郡津奈木町

- 3 条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
  - (4) 敷設する生け簀の面積は、3,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第107号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町平国地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第125号(葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端)  
 ア 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ31度  
 30分・630メートルのところ  
 イ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・345メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ343度20分・54  
 5メートルのところ  
 エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・700メー  
 トルのところ  
 オ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・745メー  
 トルのところ  
 カ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ17度40分・805  
 メートルのところ

2 関係地区 葦北郡津奈木町  
 3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。  
 (4) 敷設する生け簀の面積は、9,450平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第201号

1 免許

- の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)  
 ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度10  
 分・660メートルのところ  
 イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・625メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・920  
 メートルのところ  
 エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・950メー  
 トルのところ

2 関係地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦  
 3 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
 ない。  
 (2) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第202号

1 免許

- の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区  
 域  
 基点1 熊本県漁場基点火第14号(宇城市三角町手場底江崎南端)  
 基点2 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)  
 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度10分・1,20  
 8メートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ241度30分・1,75  
 6メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ287度57分・2,25  
 1メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度9分・1,877  
 メートルのところ  
 オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度41分・1,67  
 1メートルのところ  
 カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度41分・1,62  
 1メートルのところ



- 2 関係地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口  
 3 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第221号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年3月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市葭牟田町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との境界)  
 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ  
 ア 基点1から真方位274度8分40.1秒・1, 129.5メートルのところ  
 イ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1, 113.1メートルのところ  
 ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ355度45分・1, 260メートルのところ  
 エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1, 270メートルのところ  
 2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)  
 3 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第222号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市二見洲口町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度25分1.6秒、東経130度32分47.7秒  
 イ 北緯32度25分1.1秒、東経130度32分46.9秒  
 ウ 北緯32度24分54.6秒、東経130度32分53秒  
 エ 北緯32度24分54.2秒、東経130度32分53.4秒  
 オ 北緯32度24分53秒、東経130度32分55.8秒  
 カ 北緯32度24分53.6秒、東経130度32分56.1秒  
 キ 北緯32度24分54.8秒、東経130度32分53.7秒  
 2 関係地区 八代市二見洲口町  
 3 条件  
 (1) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第231号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業  
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市蛇籠町地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度30分11.5秒、東経130度35分21.3秒  
 イ 北緯32度30分10秒、東経130度35分20.5秒  
 ウ 北緯32度30分8.1秒、東経130度35分25.8秒  
 エ 北緯32度30分9.6秒、東経130度35分26.6秒  
 2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)  
 3 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 河川管理者又は港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第232号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業

- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鼠蔵町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ142度・710メートルのところ
- イ 基点2から真方位221度49分4.5秒・718.2メートルのところ
- ウ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1,113.1メートルのところ
- エ 基点1から真方位271度52分16.2秒・1,131.1メートルのところ
- 2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)
- 3 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第233号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ
- ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ21度・275メートルのところ
- エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ2度・607メートルのところ
- オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ3度・970メートルのところ
- カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ0度30分・970メートルのところ
- キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ358度30分・603メートルのところ
- ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ13度45分・255メートルのところ
- 2 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)
- 3 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第234号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市水島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
- 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる
- ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ146度45分・3,100メートルのところ
- イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,963メートルのところ
- ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ

- エ トルのところ  
エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートル  
オ のところ  
オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,300メートル
- 2 関係地区 八代市（旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く）
- 3 条件  
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第235号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業  
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで  
(3) 漁場の位置 八代市高植本町地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）  
基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ  
ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ  
イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ  
ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ  
エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
- 2 関係地区 八代市（旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く）
- 3 条件  
(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
(2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
(3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第241号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業  
(2) 漁業の時期 10月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）  
ア 基点1から真方位237度50分21秒・83.5メートルのところ  
イ 基点1から真方位247度24分7.7秒・130.5メートルのところ  
ウ 基点1から真方位201度20分13.6秒・266.5メートルのところ  
エ 基点1から真方位191度0分7.8秒・247メートルのところ
- 2 関係地区 水俣市
- 3 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第251号

- 1 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業  
(2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで  
(3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先  
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点1 熊本県漁場基点火第1号（宇城市三角町本村防波堤突端）  
ア 基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ31度20分・540メートルのところ  
イ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・446メートルのところ  
ウ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ28度49分・431メートルのところ  
エ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ26度・528メートルのところ

2 関係地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第261号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分56.5秒、東経130度22分5.8秒  
イ 北緯32度11分53.7秒、東経130度22分4.6秒  
ウ 北緯32度11分53.6秒、東経130度22分5.5秒  
エ 北緯32度11分56.0秒、東経130度22分6.5秒  
オ 北緯32度11分57.6秒、東経130度22分9.7秒  
カ 北緯32度11分58.3秒、東経130度22分9.3秒

2 関係地区 水俣市明神町

3 条件

港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第262号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分2.2秒  
イ 北緯32度11分49.6秒、東経130度22分2.8秒  
ウ 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分3.6秒  
エ 北緯32度11分50.8秒、東経130度22分3.1秒

2 関係地区 水俣市明神町

3 条件

港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第263号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分56秒  
イ 北緯32度11分46.4秒、東経130度21分56.8秒  
ウ 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分57.7秒  
エ 北緯32度11分47.6秒、東経130度21分57.0秒

2 関係地区 水俣市明神町

3 条件

港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第264号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯32度11分42.8秒、東経130度21分52.6秒  
イ 北緯32度11分42.3秒、東経130度21分53.1秒  
ウ 北緯32度11分42.9秒、東経130度21分54.0秒  
エ 北緯32度11分43.4秒、東経130度21分53.5秒

2 関係地区 水俣市明神町

3 条件

港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第265号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度11分45.7秒、東経130度21分44.5秒
- イ 北緯32度11分44.9秒、東経130度21分43.9秒
- ウ 北緯32度11分43.1秒、東経130度21分47.6秒
- エ 北緯32度11分43.8秒、東経130度21分47.9秒
- 2 関係地区 水俣市明神町

漁場計画番号 火区第301号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町大矢地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第102号（葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱）
- ア イからオを見通した線上、イから45メートルのところ
- イ 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・590メートルのところ
- ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ0度45分・730メートルのところ
- エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・710メートルのところ
- オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ
- 2 関係地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
- 3 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第311号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）
- ア 基点1から真方位289度18分3.9秒・31.4メートルのところ
- イ 基点1から真方位291度46分56.1秒・71.3メートルのところ
- ウ 基点1から真方位193度51分32.3秒・177.3メートルのところ
- エ 基点1から真方位181度47分1.3秒・188.3メートルのところ
- 2 関係地区 水俣市
- 3 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第321号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度35分54秒、東経130度28分49秒
- イ 北緯32度35分53.2秒、東経130度28分49.1秒
- ウ 北緯32度35分53.3秒、東経130度28分54.1秒
- エ 北緯32度35分54.1秒、東経130度28分54.0秒
- 2 関係地区 宇城市三角町
- 3 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第322号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先

- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分42.7秒  
 イ 北緯32度35分7.2秒、東経130度34分41.3秒  
 ウ 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分39.9秒  
 エ 北緯32度35分5.0秒、東経130度34分41.3秒
- 2 関係地区 八代市鏡町  
 3 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第323号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水保市袋地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度10分52.4秒、東経130度22分22.2秒  
 イ 北緯32度10分51.8秒、東経130度22分22.0秒  
 ウ 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分22.3秒  
 エ 北緯32度10分52.3秒、東経130度22分22.6秒
- 2 関係地区 水保市袋  
 3 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 火区第331号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分41.6秒、東経130度28分38.2秒  
 イ 北緯32度35分37.4秒、東経130度28分41.9秒  
 ウ 北緯32度35分40.5秒、東経130度28分46.9秒  
 エ 北緯32度35分44.7秒、東経130度28分43.1秒
- 2 関係地区 宇城市三角町  
 3 条件  
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 火区第332号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度35分13.5秒、東経130度30分20.0秒  
 イ 北緯32度35分4.7秒、東経130度30分31.3秒  
 ウ 北緯32度35分19.1秒、東経130度30分46.9秒  
 エ 北緯32度35分27.8秒、東経130度30分35.6秒
- 2 関係地区 宇城市三角町  
 3 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第333号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度34分46.1秒、東経130度33分30.1秒  
 イ 北緯32度34分39.9秒、東経130度33分39.9秒  
 ウ 北緯32度35分4.9秒、東経130度34分1.9秒  
 エ 北緯32度35分11.1秒、東経130度33分52.0秒
- 2 関係地区 八代市鏡町  
 3 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第334号

- 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分17.3秒、東経130度27分50.7秒  
 イ 北緯32度17分11.4秒、東経130度27分52.9秒  
 ウ 北緯32度17分11.0秒、東経130度27分57.5秒  
 エ 北緯32度17分18.4秒、東経130度27分54.7秒

2 関係地区 葦北郡芦北町女島及び計石  
 3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第335号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度17分5.9秒、東経130度27分44.2秒  
 イ 北緯32度17分3.0秒、東経130度27分45.9秒  
 ウ 北緯32度17分3.7秒、東経130度27分47.6秒  
 エ 北緯32度17分6.6秒、東経130度27分45.9秒

2 関係地区 葦北郡津奈木町福浦  
 3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第336号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度14分30.7秒、東経130度25分45.8秒  
 イ 北緯32度14分27.9秒、東経130度25分47.7秒  
 ウ 北緯32度14分28.7秒、東経130度25分49.4秒  
 エ 北緯32度14分31.5秒、東経130度25分47.4秒

2 関係地区 葦北郡津奈木町大泊  
 3 条件

- 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第337号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度14分26.7秒、東経130度25分53.4秒  
 イ 北緯32度14分25.2秒、東経130度25分54.3秒  
 ウ 北緯32度14分25.9秒、東経130度25分56.0秒  
 エ 北緯32度14分27.4秒、東経130度25分55.2秒

2 関係地区 葦北郡津奈木町大泊  
 3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。  
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第338号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業  
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで  
 (3) 漁場の位置 水保市袋地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分23.1秒  
 イ 北緯32度10分49.7秒、東経130度22分25.0秒  
 ウ 北緯32度10分52.7秒、東経130度22分29.5秒

エ 北緯 32 度 10 分 54.7 秒、東経 130 度 22 分 27.6 秒  
2 関係地区 水俣市袋  
3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第 339 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市袋地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 北緯 32 度 10 分 54.5 秒、東経 130 度 22 分 33.7 秒  
イ 北緯 32 度 10 分 51.4 秒、東経 130 度 22 分 32.3 秒  
ウ 北緯 32 度 10 分 50.9 秒、東経 130 度 22 分 34.1 秒  
エ 北緯 32 度 10 分 53.9 秒、東経 130 度 22 分 35.5 秒

2 関係地区 水俣市袋

3 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。